

ヲ夫リテ公正ニ加罰スルコトヲ要ス法令ニ違ヒ獄則ヲ枉ケ私情ニ據リテ囚人ヲ畏嚇セシカ囚人或ハ法令規則ノ輕侮ス可キヲ解ス可シ何ゾ其絶對不可侵ナル威嚴ヲ解スルヲ望ム可ケンヤ

(二)嚴峻ナル可キコト 犯罪トハ國法ニ背戾シ其制禁ニ違犯スル所ニシテ囚人トハ國家主權ノ威力ヲ蔑視スル者ナリ故ニ其威力ヲ覺知セシメンニハ法令規則ヲ強制シテ嚴峻ナル待遇ヲ爲サザル可カラス

(三)道義的熱誠ヲ以テス可キコト 刑罰ハ囚人ヲ懲治シテ良民ノ生活ヲ營マシメントスルモノ道義的熱誠アルニ非ラズハ何ゾ其目的ヲ達ス可ケンヤ此三思想ハ所謂博愛主義ノ實現ニシテ行刑ノ理想ナルヲ以テ一般囚人ニ適用シ且ツ毫モ假借スルトコロアル可キニ非ズ然ドモ囚人ノ特質ニ從ヒ又ハ一般ノ人道ニ因リ多少ノ除外例ヲ認ムル亦止ムナキナリ故ニ或ハ個別遇囚主義ヲ實行シ又ハ遊歩及ビ接見ノ自由ヲ認許シテ以テ囚人ノ痛苦ヲ輕減セシム第一個別遇囚

個別遇囚

晚近ノ獄制ハ概テ個別遇囚主義ヲ採用シ未成年囚ト成年囚ト無教育者ト教

遊歩

育アル者禁錮囚ト懲役囚壯囚ト病囚男囚ト女囚トヲ區別シ法令規則ノ範圍内ニ於テ各其待遇ヲ二三ニシ特殊ノ畏嚇ヲ爲スモノトス

第二遊歩

遊歩ノ制亦自由剝奪ノ一例外ナリ遊歩ハ心意ヲ和暢セシメ消化作用ヲ敏活ナラシムル最良ノ運動方法ナルヲ以テ囚人亦食後ノ遊歩ヲ許可セラレ時ヲ期シテ各別ニ遊歩場内ヲ徐行ス

第三通信及ビ接見

通信及ビ接見

社會ト絶縁シ親屬ト離隔スルハ自由刑執行ノ要義ナリ然レドモ其適用嚴峻ニ失センカ則チ囚人ノ慈愛心慕郷心ヲ滅却シ又ハ其社會上ノ地位ヲ喪失セシムル恐アリ故ニ此必要ニ據ヅキ二三ノ例外ヲ認メテ社會ニ交通スル機會ヲ附與セシム

(一)通信 通信ニ公信私信ノ區別アリ其ニ自由制限ノ除外例ヲ爲スモノトス公信トハ囚人對官廳間ノ通信ニシテ例之(一)請願建白又ハ(二)起訴ヲ曰フ(二)請願建白ノ如キハ所謂臣民ノ政權ヲ行用スルモノニシテ囚人ハ其政權ノ

行用ヲ禁止セラレ若クハ停止セララルルヲ常トス即チ請願建白等ヲ爲ス權利ヲ有モザル者ナリ然レトモ(二)民事刑事ノ訟争ヲ開始シ官廳ノ訊問ニ應答シ自己ノ權利義務ヲ主張スル如キハ敢テ之ヲ禁遏ス可キニ非ラズト信ス

私信ハソノ發信タルト又受信タルトヲ論セズ(一)期間(二)度數(三)及ビ狀數(四)名宛人ヲ限定シ通信籍ヲ作製シテ之ヲ監督ス

(一)期間 私信ニ對スル期間ノ制限ハ概テ一ヶ月トス

(二)度數 囚人ノ種類ニ從ヒ必ラズシモ同一ナラズ然レドモ一ヶ月間内ノ發信一回受信一回ニ限定スルヲ常トス

(三)通數 一回ノ通信ニ封入ス可キハ一通ナリ

(四)名宛人 名宛人ハ近親又ハ其通信ノ必要アル故舊ナル可シ或ハ共犯者又ハ情婦等ト通信セシムルハ囚人ヲ痛苦セシムル所以ニアラズシテ又此除外例ヲ設クル本旨ニ背戻ス

而シテ受信發信共ニ監獄長ノ檢閲ヲ經ザル可カラズ監獄長若シ囚人ノ感

化ニ害アル通信ナリト思斷セバ則テ之ヲ抑留スルコトヲ得ベシ夫レ信書ノ秘密ハ國憲ノ保障スルトコロ安ニ此保障ヲ蹂躪ス可キニアラズ然レドモ書ハ以テ各人ノ意思ヲ表示スル所以ナリ安ニ其通信ヲ許可センカ或ハ將來ノ非行ヲ計企シ又ハ逃走ノ非擧ヲ通謀スル者尠シトセズ故ニ其必要ニ應シ監獄長ヲシテ專ラ其信書檢閲ノ事務ニ從ハシメ一面ニハ囚人ノ非望ヲ杜絶スルト共ニ一面ニハ信書ノ秘密ノ暴露ヲ防止セントスルナリ抑留セル通信及ビ囚人ノ讀了セシ文殼ハ共ニ身分帳簿内ニ領置シテ出獄ノ際之ヲ囚人ニ還付スルモノトス文殼ハ或ハ囚人ノ保管ニ放任ス可シト曰フ者アリ然レドモ長期囚ノ如キ其文殼ハ數十百通ノ多キニ達ス可シ之ヲ囚人ノ自由保管ニ委スルハ實際上獄房ノ規律ヲ紊亂スル而已ナラズ書信ハ概テ囚人ノ簡人的干係ヲ知悉スル恰好ノ材料ナルヲ以テ領置スルニ千百ノ利便アリテ而カモ些ノ害弊ナシ論者ノ說ニ服スル能ハザル所以ナリ

(二)接見 接見亦自由制限ノ除外例ニシテ必要ナル程度ニ於テ之ヲ認許セリ

(イ)訪問者ハ囚人ノ近親又ハ其保護者ナル可シ 近親トハ父母夫妻兒子等ヲ曰ヒ保護者トハ囚人保護會社員工業主等ヲ曰フ蓋シ接見ハ自由制限ノ例外ナリ若シ妄ニ之ヲ許可センカ單ニ監獄ノ規律ヲ紊亂スルノミナラズ又行刑ノ本義ヲ滅却スベシ故ニ接見ハ唯囚人ノ愛心ヲ卓勵シ又ハ其社會上ノ地位ヲ維持セシムル必要ニ止メ僅ニ近親及ビ其業務上ノ主長ニ面接スルヲ得セシムルナリ

(ロ)其度數ヲ限定ス可シ 通常ハ三ヶ月毎ニ一回ノ接見ヲ許ス然レドモ是只其元則ヲ曰フノミ或ハ囚人ノ特質ニ由リ又ハ刑期ノ長短ヲ參酌シ便宜之ヲ伸縮シテ時急ニ應ズルヲ妨ケズ

(ハ)其接見時ヲ法定ス可シ 訪問ヲ許可ス可キ時日ヲ一定シテ概テ一週日間ニ二日ト爲セリ而シテ面談時間ヲ一人十五分間ト定メ特別ノ事由アル場合ニ限り之ヲ伸長スルコトヲ得セシム

(ニ)其接見室ニ於テス可シ 訪問者ヲ接見室ニ引接シ格子ヲ隔テ、以テ囚人ニ面接セシム

接見ニハ必ラズ立會監督アリ相互ノ談話ヲ聽取シテ其通謀ヲ防止セントス即チ通信ノ檢閲ト其主旨ヲ同ジクスルモノナリ立會監督ハ專ラ看守長看守ノ管掌スルトコロナリト雖モ或ハ監獄長又ハ教師僧侶ノ列席スルヲ妨ケズ要スルニ囚人ノ通謀ヲ防壓シ其愛心ヲ喚起シ以テ改過遷善ノ効果ヲ得セシメントスルナリ

第二 勞役ノ強制

積極的畏嚇方法ハ勞役ノ強制ナリ蓋シ勞役ハ人生ノ本務ニシテ人類ハ一日モ拱手坐食ス可キニ非ラズ然レドモ難ヲ避ケ易ニ就キ勞働ヲ嫌忌シ安逸ヲ欲スルハ又人類ノ弱點ナリ滔々タル放恣懶惰ノ輩相率井テ遊民ノ群ニ投シ終ニ殺傷姦盜ノ法禁ヲ干スハ比々皆然リ故ニ恰好ナル畏嚇方法ハ力役勞作ノ強制ニ在リトス可シ

第一勞役ノ目的 獄内勞役ノ目的ニ主從ノ區別アリ

(一)主タル目的 刑罰ノ執行 勞役ノ強制ハ上述ノ如ク積極的ノ畏嚇方法ニシテ其目的ハ自由刑ヲ執行スルニ在リ

勞役ノ目的

(二)從タル目的 勞役ハ刑罰ノ執行ヲ主要ノ目的トス然レドモ勞役既ニ監獄制度タル以上ハ猶ホ從タル附隨ノ目的ヲ有セザル可カラズ

(イ)勞作ノ常習ヲ養成スルコト 犯罪ノ原由ハ多ク窮貧ニ在リテ窮貧ハ營生ノ業ナキニ起因ス故ニ犯罪ヲ防壓センニハ先ヅ囚人ニ勞作力役ノ常習ヲ附與セザル可カラズ而シテ監獄ノ勞役ハ尤モ此必要ニ適應スルモノナリ

(ロ)出獄后ノ生産資本ヲ貯藏セシムルコト 既ニ力役ノ常習ヲ養成セリ然レドモ生産資本ノ以テ其立脚地タルモノナカラシカ何ゾ社會上ノ地位ヲ回復シ維持スルヲ得ンヤ故ニ獄内勞役ハ又囚人ニ生産資本ヲ附與スルヲ目的トス資本トハ何ゾ獄内ニ於テ教習スル技藝及ビ勞役ヨリ生スル工錢ヲ曰フナリ

(ハ)行刑費ヲ支辨セシムルコト 夫レ犯罪人ハ共存團體ノ存立ヲ傷害スルモノ犯罪者ト共存團體トハ兩立ス可カラザル運命ヲ有ス乃チ之ヲ拘置シ之ヲ追逐シテ以テ社會ト離隔セシメントス犯罪ノ豫防審判及ビ禁壓

勞役義務

ハ國家主權活動ノ範圍ニシテ其性質上固ヨリ國家的事業ニ屬ス然レドモ良民ノ膏血ヲ絞リテ無賴ノ遊食費ニ充用ス理ニ於テ當ニ然ル可カラズ故ニ近時各國ノ獄制ニ依レバ行刑ノ費用ヲ以テ囚人ノ負擔ニ歸シ支辨シ能ハザル者ハ獄内勞作ヲ以テ之ヲ報償セシム

第二勞役義務

勞役義務トハ力役勞作ノ強制ニシテ囚人ヲ畏嚇スル一方法ナリ而シテ其本質ヲ明ニセンニハ先ヅ其形式上實質上ノ範圍ヲ詳述セザル可カラズ

(一)形式上ノ範圍 勞役義務者 勞役義務者ニ二種アリ一ハ強制義務者他ハ任意義務者ナリ強制義務者トハ法律又ハ裁判宣告ニ由リ勞役ヲ強制セララル者ニシテ任意義務者トハ自己ノ意思ニ由リ勞役ヲ賦課セララル者ヲ曰フ蓋シ現行ノ刑典ハ概テ勞役ノ有無ヲ以テ刑罰ノ輕重ヲ區別ス故ニ犯罪微ニシテ刑罰輕キトキハ勞役ヲ強制シテ囚人ヲ畏嚇スルコトナシ然レドモ人類ハ先天ニ社交性ヲ有ス則チ全然獨居ニ起臥シ拱手徒坐スルハ人類ノ最モ痛苦ヲ感スルトコロナリ故ニ無定役囚モ亦其請求ニ由リ勞役ニ

就クヲ得ルモノトシテ以テ一面ニハ其鬱憂ヲ慰セシムルト共ニ一面ニハ又勞作ノ常習ヲ養成シテ生産資本ヲ準備シ其行刑費用ヲ支辨セシメントス任意義務者アル所以ナリ

如斯強制義務者任意義務者共ニ勞作スルヲ本則トス然レドモ此元則モ亦一二ノ例外ナキ能ハズ例外トハ事實上必要上將タ便宜上勞作ヲ強制ス可カラザル者ヲ曰フナリ

(イ) 病囚及ビ卑弱ナル囚人

(ロ) 受領監ニ在ル囚人

(ハ) 素品又ハ勞作ノ器具ヲ毀壞スル恐アル囚人

(ニ) 闇室ニ監禁セララル囚人

(二) 實質上ノ範圍勞役 義務者ノ從事ス可キ義務是ヲ勞役ト曰フ而シテ勞役ハ其形式又ハ實質ヨリ觀察スルコトヲ得勞役ノ形式トハ勞務ノ種様ニシテ如何ナル勞務ナリヤニ關スルモノ勞務ノ實質トハ勞務ノ程度ニシテ幾何ノ勞務ナリヤニ關スルモノナリ

(イ) 勞役ノ種稱 如何ナル勞役ヲ賦課ス可キヤ是最モ留意ス可キ一大問題

ナリ要スルニ勞役ノ賦課ハ理論ニ非ラズ事實問題ナリ一般問題ニ非ラズ個別問題ナリ即チ其賦課ハ相對的ナル可クシテ絶對的ナル可カラズ而シテ其選擇賦課ノ標的ハ囚人ノ性質地位及ビ犯數ニシテ勞役ハ其輕重難易ニ別ナク凡テ出監后囚人ノ好資本タル可キモノナル可シ

(1) 囚人ノ性質 囚人ノ性質トハ其体力腦力及ビ健康ヲ總稱スルモノニシテ勞役ヲ賦課センニハ体軀ノ強弱頭腦ノ精粗及ビ健康ノ狀況ヲ斟酌セザル可カラズ

(2) 囚人ノ地位 囚人ノ身分職業及ビ其教育ノ程度亦勞役賦課ノ標準タリ

(3) 囚人ノ犯罪 囚人ノ刑名及ビ其犯數ハ勞役ヲ輕重スル所以ニシテ懲役囚ノ勞役ハ禁錮囚ニ異ナリ連犯者ノ勞役亦初犯者ト同ジカラズ勞役賦課ノ標準ハ概テ上述ノ如シ然レドモ猶ホ他ニ注意ス可キ點ナキニアラス

- (1) 成年ノ囚徒ハ屢幼囚ノ害心ヲ挑發助長セシムルコトアリ故ニ勞役ヲ賦課スルニモ注意シテ兩者ノ共同勞作スルコトナカラシム可シ
- (2) 刑罰場ニ關スル家事上ノ勞役及ビ練習ヲ要セザル勞役ノ如キハ各囚人ヲシテ輪番交代シテ之ニ從事セシム可シ但其體力腦力又身分上事ニ適セザル可キ者ハ此限ニ在ラズ
- (3) 囚人若シ特殊ノ技能ヲ有スルトキハ成ル可ク類似ノ勞役ヲ賦課シテ其長所ヲ利用セシム可ク若シ何等ノ技能ヲモ有セザルトキハ其特性身分等ヲ斟酌シテ適當ナル勞役ヲ賦課シテ以テ出監後ノ計ヲ爲サシム可シ
- (4) 獄事ノ整理看護獄衣ノ調製洗濯其他獄内百般ノ勞務ハ囚人ニ賦課シテ之ヲ處理セシム然レトモ此等ノ勞役ハ所謂其必要ニ基ヅクモノニシテ獄内勞役ノ本旨ニ反ス故ニ成ル可ク少數ノ囚徒ヲ選定シテ其事ニ任ゼシム可シ
- (5) 外役ヲ賦課スルトキハ特ニ囚徒ノ行狀ヲ稽查シ行狀最モ善良ナル囚徒ヲ選拔ス可シ後改ノ情ナキ者逃走ノ恐アル者ノ如キハ外役ニ就カシムルコトヲ得ズ

(ロ) 勞役ノ程度 勞役ノ程度トハ幾何ノ勞役ヲ賦課ス可キカラ曰フ即チ勞役ノ實質ナリ夫レ勞務ノ實質ハ勞作時間ノ長短及ビ結果ノ多少ニ因リテ定マル故ニ勞務ヲ賦課センニハ時間及ビ結果ノ二點ニ於テ其標的ヲ定メザル可カラズ然レドモ勞役ハ其性質ニ由リ或ハ結果ヲ判定シ難キコト尠ナカラズ結果ヲ判定シ難キトキハ單ニ其服役時間ヲ以テ其勞務ノ實質トス例之炊事洒掃看護又ハ外役等ノ如シ

(1) 勞役時間 勞役義務者ハ其在監中必ラズ一定ノ勞役ニ服ス可キコトヲ本則トス然レドモ日曜日及ビ大祭日ノ如キハ一般ノ休日ニシテ囚人ト雖モ亦其勞役ヲ休止ス可ク父母ノ表中ノ如キ(三日)亦勞役ヲ強制ス可キニアラズ

勞役義務者ハ必ラズ一定ノ服役時間ヲ有ス時間ハ或ハ十時間或ハ八時間ニシテ普通勞働者ノ勞働時間ヨリ短少ナラザルヲ要ス然レドモ

幼囚ノ如キハ教育訓諭ノ必要上其勞働時間ヲ短縮セララルコトアリ
(一時間又ハ二時間)

(2) 勞務ノ結果 勞務ノ結果ハ其多少ヲ以テ可否ス可キモノアリ又ハ其巧拙ニ因リテ批判ス可キモノアリ

後者ニ付キテハ先ツ巧拙ニ因リテ囚人ヲ彙類シ同階級普通ノ出來高ヲ以テ同階級者一般ノ課程ト爲ス

多少ヲ以テ可否ス可キ勞務ハ豫メ一人一日ノ仕上高ヲ法定シテ以テ囚人ノ日課トス日課ヲ定ムルニハ種々ノ主義アリ

(イ) 絶對主義 條理及ヒ經驗ニ基ヅキ一定ノ日課ヲ法定シテ一般囚人ノ日課ト爲スモノナリ

(ロ) 相對主義 相對主義トハ個人的遇囚ノ旨義ニ適スルモノニシテ各囚人ノ体力腦力其他ノ事情ヲ斟酌シテ個別ニ其日課ヲ賦課セントスルナリ

(ハ) 折衷主義 囚人ヲ其体力腦力其他ノ狀況ニ由リテ數級ニ彙類シ各

級ニ各恰好ナル日課ヲ法定スルモノ是ヲ折衷主義ト曰ヒ絶對相對

ノ二主義トヲ折衷シテ其害弊ヲ除去セルモノナリ蓋シ絶對主義ハ個別遇囚ノ大則ニ背戾シ相對主義ハ又其實施ニ便ナラズ二者各其

非難ヲ免カルル能ハズト雖モ獨リ折衷主義ニ至リテハ理論ニ適シ實施ニ便ニシテ尤モ時急ニ應スルモノト信ズ

課程ヲ定ムル方法ハ上述ノ標準ニ依據スルヲ本則トス然レトモ時ニ其囚人ノ狀況ヲ斟酌シテ之ヲ増減スルコトナキニアラズ例之病囚又

ハ教習中ノ囚人ニハ其課程ヲ低減シ放肆獄則ニ遵ハザル者ニハ之ヲ増大スル類ナリ

而シテ司獄官吏ハ定時ニ各囚人ノ仕上高ヲ査定シソノ課程ヲ了セルヤ否ヤヲ驗ス仕上高若シ課程ニ充タザルトキハ之ヲ懲罰シ若シ超過スルトキハ特別ノ工錢ヲ支給ス

勞役ノ性質

第三勞役ノ性質

勞役義務及ビ其目的ハ既ニ上述セル如シ然ラバ此勞役義務者ニ如何ナル勞

役ヲ課シテ以テ其目的ヲ遂行シ得ベキカハ直ニ生ズル疑問ナル可シ勞役ノ性質論トハ如何ナル勞役ノ種類ヲ如何ナル場所ニ如何ナル制度ニ依リテ賦課ス可キカヲ攻究スルモノナリ

(二)勞役ニ關スル主義 獄内勞役ハ主トシテ自由刑ノ執行ヲ目的トシ兼テ勞作ノ常習ヲ養成セシメ出獄後ノ生産資本ヲ貯藏セシメ行刑費ヲ支辨セシメントス故ニ勞役ハ此主從兩様ノ目的ニ適應スルモノナル可ク自由刑執行及ビ生産的勞働ヲ以テ其主義ト爲サザル可カラズ

(イ)行刑上ノ主義 勞作ノ目的ハ自由刑ヲ執行スルニ在リ故ニ勞役ハ行刑ノ本義ニ背戻スルモノナル可カラズ

(ロ)經濟上ノ主義 勞役ノ從タル目的ハ生産資本ノ貯蓄及ヒ行刑費ノ支辨ニ在リ故ニ勞役ノ主義亦一般經濟上ノ主義ニ適應セザル可カラズ即チ囚人ノ勞働力ヲ利用シ生産額ヲ増大シ多額ノ利準ヲ攫取スルモノナル可シ

勞役ニ特別ナル主義ハ行刑及ビ經濟ノ本義ニ適スルヲ以テ足レリ然レト

モ勞役ハ監獄制度ノ一項目ニシテ國家社會的ノ事務ナルヲ以テ管ニ勞役ノ目的ニ適スルノミナラス又道義ノ觀念ニ背戻セザルコトヲ必要トス故ニ道義ニ背戻スル勞作ハヨシ行刑ノ本義ニ適シ經濟ノ要旨ニ應ズト雖モ直ニ採リテ以テ監獄ノ勞役タラシムルコト能ハス

(二)勞役ノ種様 勞役ノ種様トハ勞役ノ種類及ヒ其方法ヲ曰フモノニシテ上述ノ主義ニ依據シテ選擇ス可キナリ

(イ)勞役ノ種類 勞役ノ種類ハ殆ント枚舉スルニ遑アラス而シテ洒掃看護炊事其ノ他獄内ノ雜役ハ必要上悉ク監獄ニ關スル勞役ト爲シ敢テソノ雜役ノ性質如何ヲ論セスト雖モ監獄ニ於ケル勞役ハ本則トシテ勞役ニ關スル大主義ニ背戻セサルモノナル可シ而シテ勞役ニ關スル主義ハ上述ノ如ク行刑經濟及ヒ道義ノ思想ニ基ヅクヲ以テ如何ナル勞役ヲ選擇シ採用ス可キカハ此ノ三點ヨリ觀察シテ各ソノ可否ヲ裁斷セザル可カラズ

(1)行刑上ノ必要 行刑ニハ三様ノ目的アリ曰ク保管曰ク畏嚇曰ク感化

是ナリ而シテ保管ノ必要アルヲ以テ監獄勞役ハ囚人ノ破獄逃走等ノ非舉ヲ助長セシムルモノナル可カラズ畏嚇ノ必要アルヲ以テ監獄勞役ハ囚人ヲ痛苦セシムルモノナル可クシテ而カモ其身体又ハ心神ノ健康ヲ傷害スルモノナル可カラズ將々又其感化ノ必要アルヲ以テ監獄勞役ハ出獄後獨立ノ産業タリ得ルモノナル可ク從テ數人ノ協力又ハ大資本ノ放下ヲ要ス可キ器械力ニ依ルモノナル可カラズ

(2) 經濟上ノ必要 監獄勞役亦々經濟上ノ必要ニ背戻ス可カラザルヲ以テ

(イ) 生産的收利アルモノナル可シ 監獄勞役ハ生産的ナル可クシテ不生産的ナル可カラズ故ニ夫ノ所謂空役説即チ囚人ヲシテ大石ヲ運搬セシムル制度ノ如キハ固ヨリ晚近ノ思潮ニ適セザルモノナリ

(ロ) 器械力ニ依ルモノナル可カラズ 夫レ器械ノ目的ハ勞力ヲ省略シ生産額ヲ増加シ以テ利益ヲ攫取スルニ在リ而シテ監獄ハ多衆ノ囚人ヲ收容シ夥多ノ勞働力ヲ有スト雖モ其勞役ノ目的ハ營利ニ在ラ

ズ故ニ監獄勞役ノ目的ハ器械力ノ目的ト背馳シ當ニ相裨補スルトコロナキノミナラス又互ニ相妨害スルモノナリ

(ハ) 従前ノ職業ニ類似スルモノナル可シ 囚人ヲシテ新ニ勞役ヲ練習セシメンカ其習熟ノ速ナラザル亦豫期セザル可カラサルトコロナリ而シテ習熟期ノ長キハ經濟上恰好ナル勞役トハ曰フ可カラズ寧ロ従前ノ職業又ハ之ニ類似スルモノヲ指定シテ其成果ヲ大ニスル優レルニ若カンヤ

(3) 道義ノ必要上 例之不當ニ其勞役時間ヲ伸長シ其課程ヲ増大スル如キ又ハ在獄地一般ノ産業ヲ傷害スル如キハ共ニ道義上正當ナル勞役ト曰フ可カラズシテ或ハ囚人ヲ毀傷シ又ハ自由勞働者ヲ壓倒スルモノナリ而シテ囚人ヲ毀傷スルハ尙ホ可ナリソノ自由勞働者ヲ壓倒スルニ至リテハ最モ不理不當ナリト曰ハサル可カラズ夫レ囚人ハ國家ノ蠱毒ニシテ國家ハ良民ノ費用ヲ以テ之ヲ法定ノ地域内ニ拘置ス故ニ囚人ヲシテ拱手徒坐國費ニ衣食セシムルハ固ヨリ其策ヲ得タルモ

ノト云フ可カラズト雖モ囚人ノ勞役ヲ以テ自由勞働者ヲ抑壓ス可カラズ蓋シ自由勞働者ハ國家ノ良民ニシテ赤手空拳獨力ヲ以テ其地位ヲ維持スルモノ固ヨリ其生産額ハ囚人ニ超ユル能ハズシテ其生産費ハ囚人ヨリ低廉ナル能ハス故ニ若シ土地ノ狀況ヲ無視シテ囚人ヲ勞作セシメンカ國家社會ノ蠱毒ヲ保護シテ以テ良民ノ産業ヲ壓倒スル嫌アルヲ免レズ

勞役ノ種類ハ此三點ヨリ打算シテ論定ス可シ然レドモ囚人ハ各其性行經歷等ヲ異ニスルヲ以テ勞役ヲ指定セントスルトキハ又囚人ノ個人的狀況ヲ參酌ス可キモノニシテ勞作ニ關シ個人的の遇囚主義ヲ採用スルコトハ既ニ勞作義務ニ於テ詳述セシトコロナリ

(ロ)勞役ノ場所 獄内ニ於テ勞作スルモノ是ヲ内役ト曰ヒ獄外ニ於テスルモノ是ヲ外役ト曰フ外役制ハ現時各國ノ採用スルトコロニシテ經濟上囚人ノ勞働力ヲ利用スル至適ノ方法ナル可シト雖モ或ハ其戒護ヲ緩ニシ又ハ其待遇ヲ好クスル弊アリ從テ保管又ハ畏嚇ノ必要ニ應スル能

ハズ要スルニ監獄勞役ハ内役ヲ以テ其本則トシ特殊ノ場合ニ限リ例外トシテ外役ヲ許可スルコトトス可シ

然ラハ如何ナル場合ニ於テ如何ナル囚人ヲ外役ニ就カシムルコトヲ得ヘキヤ

(1)囚徒 外役ニ就カシム可キ囚徒ハ入監後法定ノ期間ヲ經過セル長期囚ニシテ悔改ノ情顯著ナル者ナル可シ短期囚ノ如キハ嚴峻ナル待遇ヲ爲シテ以テ之ヲ畏嚇シ又ハ感化ス可キ者固ヨリ外役ニ就カシム可キニアラス

(2)勞役 獄外ノ勞役ハ專ラ公共ノ利益ヲ目的トシ官署ノ計算ヲ以テ爲スモノナル可ク其範圍大ニシテ短日月ニ竣功シ難キモノナル可シ蓋シ監獄ノ勞役ハ自由勞働者ヲ壓倒スルコト尠ナカラズ特ニ外役ニ於テソノ然ルヲ見ル故ニ外役ス可キ勞役ハ最モ其採擇ヲ嚴ニシ成ル可ク自由勞働者ノ勞働ノ範圍ヲ侵犯セザルモノナルコトヲ要ス勞役ニ關スル制限アル所以ナリ

(3) 待遇 外役ノ害弊ハ囚人ノ待遇ヲ良好ニスルニ在リ其戒護ヲ弛ムルニ在リ故ニ囚人ヲシテ外役ニ就カシメシムルニハ先ツ此害弊ヲ除去スル準備ナカル可カラズ若シ其行刑囚監附近ニ一大地域ヲ選定シ圍障ヲ設ケテ其内ニ勞作セシメ得ベクバ則チ可ナリ否ラザレバ其戒護官吏ヲ増加シ其待遇ヲ嚴峻ニシテ以テ逃走間食又ハ自由人トノ交通等ノ害弊ヲ防壓セザル可カラズ

(ハ) 勞役制 勞役制度ニ二種様アリ一ヲ官業ト曰ヒ一ヲ受負ト曰フ

(1) 官業制度 官業制度トハ監獄自体ノ指揮監督ノ下ニ勞作セシムル制度ニシテ其費用負擔者ノ異ナルニ從ヒ監獄自体ノ計算ニ依ルモノ及ビ他人ノ計算ニ依ルモノノ區別ヲ生ズ

(イ) 監獄自体ノ計算ニ依ル官業制 監獄自体ノ計算ヲ以テ監獄自体勞役ヲ指揮監督シ其勞役ノ結果ニ由リテ一定ノ報酬ヲ利得スルモノ是ヲ監獄自体ノ計算ニ由ル官業制ト曰フ而シテ其勞役ハ監獄自体ノ雜役ナルコトアリ司獄官吏ノ雜役ナルコトアリ又ハ他ノ官署ノ

工役ナルコトアリ監獄自体又ハ司獄官吏ノ雜役トハ建造物ノ修繕改築増築及ビ器具ノ整備園庭ノ掃除田野ノ耕耘其他ノ勞役ヲ汎稱スルモノニシテ他ノ官廳ノ工役トハ軍務交通警察教育又ハ商工等ノ行政ニ關シ必要ナル屋舎ノ建築又ハ器物ノ製作等ニ從事スルヲ曰フナリ

(ロ) 他人ノ計算ニ依ル官業制 他人ノ計算トハ監獄自体ノ計算ナラザル謂ニシテ或ハ囚人ノ計算ナルアリ又ハ一般私人(受負人)ノ計算ナルコトアリ囚人ノ計算ニ由ル官業制ハ行刑ノ本義ト背戾スルヲ以テ近時全ク其跡ヲ滅絶セリソノ一般私人ノ計算ニ由ルモノ亦一面ニハ行刑ノ本義ニ背戾シ一面ニハ自由勞働者ノ産業ヲ妨害スルヲ以テ良好ナル勞役制度ト曰フ能ハズト雖モ各國ノ獄制ハ尙ホ未ダ全ク之ヲ廢止スルニ至ラズ或ハ其場合ヲ限定シ又ハ其契約ノ内容ヲ法定シテ僅ニ其餘喘ヲ持續セシム

(2) 受負制度 受負制トハ自由契約又ハ競争入札法ニ依リ囚人ノ勞働力

ヲ企業者ニ貸與スル制度ニシテ監獄最始ノ勞役制ナリ受負制ニモ亦三種様アリ

(5)積極的受負制 積極的受負制トハ囚人ヲ舉ゲテ企業者ニ引渡シ其使役ノ全權ヲ附與シ國家ハ僅ニ其間接監督權ヲ留保スルニ止マルモノヲ曰フ

(6)折衷的受負制 折衷制トハ囚人使役ノ全權ハ舉ゲテ之ヲ企業者ニ附與スト雖モ企業者ノ支辨ス可キハ只囚人ノ衣食ノミニ止マリ司獄官吏ノ俸給勞作場ノ建築費維持費等ハ國家自ラ之ヲ支辨スルモノニシテ以テ行刑ノ嚴峻ヲ持續スルニ足ル可シ而シテ此制度ニ於テハ時ニ國家及ビ企業者間ニ一定ノ契約ヲ締結シテ囚人ノ使役法ヲ限定スルモノアリ契約ニ由リ使役法ヲ制限スル亦行刑ノ眞面目ヲ維持セントスル意ニ外ナラズ

(7)消極的受負制 消極的受負制トハ受負制中最モ發達シタル勞役方法ニシテ國家ハ囚人管理ノ全權ヲ留保シ契約ニ依リ企業者ニ囚人ノ

勞働力ヲ貸與スルモノナリ此制度ニ從ヘバ企業者ハ素品及ビ勞具ノ供給授業手ノ選任及ビ其俸給ノ支辨勞作等ニ關スル全部ノ費用ヲ負擔シ囚人ヲシテ一定ノ勞作ニ就カシムル權利ヲ有ス然レドモ其待遇法戒護法課程勞働時間其他行刑ニ關スル事務ニ至リテハ之ヲ國家ノ裁理スルニ任ス

而シテ官業制受負制共ニ各特殊ノ長短アルヲ免カレズ官業制ニ於テハ囚人ノ管理及ビ勞役費ノ支辨等ハ悉ク國家事務ト爲スヲ以テ行刑上經濟上將々道義上ノ必要ニ應ズ可シト雖モ亦(一)民業ヲ妨害シ(二)收支相償ハザラシメ(三)監獄事務ヲ冗煩ニシ及ビ(四)贈賄ノ惡習ヲ誘起スル害弊アルヲ免カレズ反之受負制ハ全然行刑ノ本旨ニ背戾シ道義ノ要求ヲ充タス能ハズト雖モ以テ監獄事務ヲ簡爲ニス可ク以テ經濟上ノ必要ニ應ズ可シ要スルニ二制度共ニ不可ナリ故ニ各國ノ之ヲ實施スルヤ必ラス法令ニ由リテ各特殊ノ制限ヲ加フ而シテ其制限規定ハ概テ左ノ如シ

同一種ノ事業ニ關シテハ二人以上ノ企業者アル可カラズ而カモ同一事業ニ從事セシムヘキ囚人ハ成ル可ク少數ナルヲ要ス蓋シ數多ノ企業者ヲ併用センカ相互間ニ受負ノ競争ヲ生ズ可ク從テ諸般ノ弊瀆ヲ誘起スルヲ免カレズシテ多衆ノ囚人ヲ一企業者ニ委センカ民業ヲ妨害スルノミナラズ又監獄ニ於ケル勞役ハ多樣ナル可シトノ定則ニ反スレバナリ而シテ其契約ノ内容ハ各國其制ヲ異ニスルヲ以テ概説シ難シト雖モ其主要ナル點ハ稍一致セル如シ即チ其契約ハ概テ普通ノ勞働契約ニ準據シ賃銀モ亦普通勞働者ノ賃銀ニ比例シ仕上高ヲ以テ算出シ勞働時間ヲ標準トスル如キハ寧ロ其例外トス可シ契約ノ存續期ハ長キニ失セズ又ハ短キニ失セズ多クハ三ヶ年ヲ其法定存續期ト爲シ企業者ハ保證ヲ提供シテ以テ其義務ノ履行ヲ確保スルヲ常トス官業制ハ主トシテ官廳ノ工役ニ從事シ官廳ノ工役ナキ場合ニ於テ例外トシテ私人ノ注文ヲ受ケ又ハ坊間必需ノ物品ヲ製作セシム可キモノナリ

勞作賃

第四勞作賃

勞作賃トハ囚人ニ給與スル工錢ニシテ勞作賃ノ性質如何其金額如何及ビ其處分方法如何ハ最モ主要ナル問題ナル可シ

(一)勞作賃ノ性質 囚人ニ給與スル勞作賃ハ其勞務ニ對スル報酬ナリヤ將タ又タ其勞務ニ基因スル贈與ナリヤ囚人ノ勞作賃ヲ取得スルハ自己ノ權利ナリヤ將タ又監獄ノ恩惠處分ナリヤ勞作賃ノ取得ヲ以テ權利ナリトスル結果ハ其取得ト共ニ囚人ノ所有權ヲ認メザル可カラズ恩惠的處分ナリトスル結果ハ釋放後之ヲ交付セラル、ニアラズバ其所有權ヲ生ズルコトナシ窃ニ思フ勞作賃ノ性質ハ極メテ曖昧ナルモノニシテ必ラスシモ法律上一定ノ名義アル可キニアラズ贈與ノ目的ナリトスルモ未タ對價ノ臭味アルヲ免カレズ勞役ノ對價ナリトスルモ尙ホ贈與ノ觀念ヲ蟬脫スル能ハズ蓋シ勞作賃ノ起源ハ以テ囚人ノ給養費ニ宛テントスルニ在リシナリ古代各國ノ獄制尙ホ未ダ完備セズ其給養ノ如キ又極メテ粗薄ナルヲ常トセリ故ニ囚人ノ勞役ヲ卓勵セン爲ニ少許ノ金額ヲ給與シテ其健康ヲ保續シ

其勞働力ヲ増進セシメント爲セシナリ現時ニ至リテハ獄制稍緒ニ就キ其給養亦舊日ノ感ナク從フテ囚人ニ給養費ヲ給與スル必要ヲ減少セルヲ以テ勞作賃ハ單ニ給養費タルノミナラズ又其必要物ノ購入費ナリ家族ノ扶助費ナリ出獄後ノ生産資本ナリ而シテ斯ノ如ク勞作賃ノ目的變更スルト共ニ其性質愈明確ナル能ハズ要スルニ囚人ノ不完全所有物ナリト爲サハルヲ得ズト

勞作賃ハ囚人ノ不完全所有物ナリ故ニ又其私所有物ト同視ス可キニアラズ其主要ナル差異ハ概テ左ノ四點ニ在リ

- (1) 當該官署ハ勞作賃ノ使用收益又ハ處分ヲ許否スル全權ヲ有ス(2) 囚人死没スルトキハ直ニ國庫ニ歸屬セシメテ其相續人ニ交付スルコトナシ(3) 囚人ノ獄舍獄具既製品又ハ素品ヲ毀傷損壞シ又ハ逃亡シタル者ニハ勞作賃ヲ以テ其損害及ビ搜索費用ヲ填補セシム(4) 又私所有物ニ異ナリ私債權者ノ差押又ハ支拂差止ノ目的ト爲ルコトナシ

(二) 勞作賃ノ金額 勞作ヨリ生ズル利得ハ其一半ヲ以テ行刑費ニ宛テ其一半

ヲ以テ勞作賃ト爲シ之ヲ囚人ニ給與ス而シテ如何ナル元則ニヨリ如何ナル標準ヲ以テ勞作賃ヲ給與ス可キヤハ爰ニ攻究セントスルトコロナリ勞作賃ノ額ハ囚人ノ必要トスル程度ニ止メ且ツ勞働者ノ給養ヲ超過ス可カラズ囚人ノ必要トスル程度トハ其給養費及ヒ扶助費ヲ支辨シ出獄後ノ生産資本ヲ貯藏スルニ足ル金額ヲ曰フモノニシテ若シソノ獄制ニシテ給養品ノ購入ヲ許サハルモノナランカ其勞作費ハ極メテ低廉ナル可シ而シテ各人ノ勞作賃ヲ定ムルニハ二様ノ主義アリ各勞作賃ノ性質ハ見解如何ニ由リテ異ナル勞作賃ヲ以テ勞役ノ對價ナリト爲ス者ハ勞役ノ指定ヲ以テ專ラ當該官署ノ自由意思ニ放任シ其指定シタル勞役ヨリ生ズル利得ヲ査定シ法定ノ比準ニ依リテ其勞作賃ヲ給與ス乃チ各囚人ハ其利得ノ分配ヲ受クル爲ニ勞役スルモノニシテ仕上高ノ多少又ハ製品ノ巧拙ニ因リテ勞作賃ヲ増減ス勞作賃ヲ以テ贈與ノ目的ナリト爲ス者ハ其勞作ノ種類如何ヲ論セズ又勞作ノ結果ニ拘泥セズ單ニ其日課ノ多少又ハ其巧拙ニ依據シテ以テ各囚人ノ勞作賃ヲ定メソノ勞役ノ種類ノ何タルヲ區別セズ

然レドモ上來説明セシトコロハ一般囚人ノ勞作賃ニシテ其犯數ノ多少又ハ勞役ノ巧拙ニ由リテ多少其制ヲ異ニセザル能ハズ即チ再犯以上ノ囚人ニハ其勞作賃ノ比例ヲ低減シ勞作ヲ教習スル囚人ニ對シテハ一定ノ期間内勞作賃ヲ給與スルコトナキ類ナリ

而シテ此等各囚人ノ勞作賃ハ之ヲ特殊ノ帳簿ニ記入シ其收支ヲ會計シテ一ヶ月又ハ三ヶ月毎ニ囚人ニ告知ス

(三)勞作賃ノ處分 勞作賃ハ囚人ノ不完全所有物ナリ故ニ勞作賃ノ處分ハ專ラ該官廳ノ司下ルトコロニシテ其一部ハ強制シテ之ヲ貯蓄セシメ他ハ雜品ノ購入費又ハ家族ノ扶助費ニ充用セシム

(イ)給養品其他雜品ノ購入 囚人ハ當該官廳ノ許可ニ由リ其勞作賃ヲ以テ給養品文房具紙類書籍其他ノ雜品ヲ購入スルコトヲ得文房具教育用品通信用品其他必要ナル物品ノ購入ハ固ヨリ之ヲ禁止ス可キニアラズト雖モ給養品ノ購入ニ至リテハ多少ノ疑義ナキ能ハズ蓋シ囚人ニ粗惡ナル食品ヲ支給スルハ主トシテ經濟上ノ必要ニ基ヅクモノナル可シト雖

モ亦以テ其放恣ナル肉慾ヲ抑制シ之ヲ畏嚇シ之ヲ感化セントスルニ外ナラズ而シテ囚人ハ其勞作賃ヲ以テ自ラ其口腹ノ慾情ヲ充タスヲ得ルモノトセバ或ハ監獄ノ經濟ヲ紊亂スル害弊ナキヲ得ベシト雖モ行刑ノ本旨ニ背戾シ畏嚇感化ノ實效ヲ舉ゲ難キヲ奈何ニセンヤ況ンヤ古來給養品ノ購入ヲ許可セルハ獄内ノ給養極メテ粗薄ニシテ以テ囚人ノ身体又ハ心神ノ健康ヲ維持スルニ足ラザリシヲ以テ其勞役ノ勤怠ニ由リ各自ニ給養ノ欠缺ヲ補フコトヲ得セシムル主旨ニ過ギズシテ近時ノ給養制ハ衣食美ナラズト雖モ深ク一般衛生又ハ生理ノ元理ニ鑑ミ獄内ノ衣食ハ以テ囚人ノ健康ヲ傷害スル虞ナキニ於テヲ要スルニ給養品ノ購入ヲ許スハ古代獄制ノ遺物ニシテ現時ノ獄制上些ノ必要ヲ見ザルモノ、如ク各國ノ此制ヲ認ムルモノ亦購入ヲ許ス可キ食品ヲ限定シ漸次ニ其範圍ヲ縮少セントスルガ如シ

(ロ)家族ノ扶助 犯罪ノ源泉ハ多ク貧民窟裡ニ在リテ囚人ノ多數ハ社會下層ノ窮貧者ナリ故ニ一人入獄スレバ舉家爲ニ生活ノ資料ヲ缺キ相率井

テ路頭ニ迷フコト敢テ尠シトセズ囚人亦人ナリソノ頑凶瘳猛ナル者モ
 思爰ニ至レバ自ラ悲痛惻憐ノ情ナキ能ハズ乃チ勞作賃ヲ割キテ其扶助
 ニ充テントス而シテ家族扶助ノ精神ハ當ニ理ニ於テ之ヲ禁止ス可カラ
 ザルノミナラズ其感化上却テ之ヲ卓勵スルニ利アリ故ニ各國ノ獄制ハ
 皆此制ヲ認メ囚人ノ乞ニ應シテ其勞作賃ノ一部ヲ以テ正當ナル家族ヲ
 扶助スルコトヲ許可セリ

(ハ)貯蓄 殘余ノ勞作賃ハ強制シテ之ヲ貯蓄シ以テ出獄后ノ生産資本ト爲
 サシメントシ出監後一定ノ方法ニ依リテ下付スルモノトス即チ出監ノ
 際ニハ僅ニ旅費及ビ少許ノ生計費ヲ支給シ其殘余ハ之ヲ囚人居住地ノ
 警察署ニ移付シテ便宜其下渡ヲ爲サシムルナリ而シテ囚人若シ入監中
 死没スルトキハ或ハ之ヲ國庫ニ歸屬セシメ(贈與主義)又ハ之ヲ其相續人
 ニ下付ス(權利主義)

第二目 感化

第一 總論

感化事務アル
 所以

古時人智未ダ進歩セズ刑罰思想猶ホ幼稚ナルヤ刑罰ヲ以テ唯一畏嚇ノ方法
 ナリト思斷シ叩リニ生命刑體刑ヲ亂用シテ以テ行刑ノ事了レリト爲セリ然
 レドモ晩近ニ至リテハ一般科學哲學ノ進歩スルト共ニ刑罰思想亦一變シ刑
 罰ノ目的ハ犯罪ヲ撲滅スルニ在リ犯罪ヲ撲滅センニハ犯罪ヲ禁壓シ犯罪ヲ
 豫防セザル可カラスシテ犯罪ヲ豫防シ禁壓センニハ當ニ犯罪人ヲ畏嚇スル
 ノミナラズ又之ヲ感化セザル可カラズトナセリ蓋シ囚人ハ其經歷ニ於テハ
 成年者タリト雖モ其性格及ヒ智能ニ於テハ未成年者ト異ナルナシ一種異様
 ノ人類ニシテ未ダ完全ナル責任者ヲ以テ視ル可カラサルヲ以テ感化ハ畏嚇
 ト共ニ相並ビテ行刑ノ二大綱目タルナリ感化既ニ行刑ノ一綱目タリ然ラバ
 感化事務ノ忽諸ニ付ス可カラザル亦自明ノ理ナル可シ

囚人ノ感化トハ其徳性ヲ涵養シ其智識ヲ開發スル謂ニシテ事固ヨリ囚人ノ
 形而上ニ關スソノ實效ヲ擧ゲ難キ亦宜ナリ感化ノ方法ニニアリ一ハ他動的
 ニシテ他ハ自動的ナリ前者ハ德育及ビ智育ト曰ヒ後者ハ則チ囚人ノ自修ト
 曰フ

感化ノ方法

第二 德育及び智育

囚人ノ徳性ヲ涵養セシムルモノ之ヲ德育ト曰ヒ其智識ヲ増進セシムルモノ之ヲ智育ト曰ヒ其ニ他動的ノ感化方法タリ

第一 德育

夫レ人類ハ必ラズ特殊ノ性格ト特殊ノ技能ヲ有ス而シテ其性格ヲ陶冶スルモノハ則チ德育ニシテ其技能ヲ發達セシムルモノハ則チ智育ナリ囚人ノ德育トハ所謂教誨ノ謂ニシテ最モ直接必須且困難ナル感化事務タリ故ニ教誨ノ任ニ在ル者ハソノ教誨師タルト監獄長タルト又教師タルトヲ論セズ崇重ナル舉措熱誠ナル言動ヲ以テ囚人ノ信賴ヲ得周密ナル配意ヲ以テ其既往ノ經歷ト心性ノ轉移ヲ考察シ各其性行ニ應ジテ害心ヲ打破シ徳性ヲ涵養セザル可カラズ而シテ徳性涵養ハ上述ノ如ク囚人ノ形而上ニ關スルモノ如何ニシテ涵養ス可キカハ一種ノ技術ニシテ學問ニ非ズ機ニ臨ミ變ニ應ジ其策ヲ施ス可クシテ學理上一定ノ主義元則ヲ掲出シ得ベキニ非ラズ即チ其研究ハ監獄學當然ノ範圍外ナリト思料ス

監獄學ト徳性涵養ノ方法

然レドモ各國ノ獄制ヲ大觀スレバ宗教ノ差異國情ノ區別アルニ拘ハラズ猶ホ教誨ノ主義及ヒ其方法ニ關シテ自ラ一大則アルヲ見ル可シ今左ニ教誨ノ主義及ビ教誨ノ方法ノ二項ニ於テ所謂其大則ヲ説明スト雖モ是只所謂大則ノミ各國情ニヨリ取捨ス可キモノニシテ固ヨリ確乎不拔ノ學理ヲ以テ目ス可キニアラス

(一) 教誨ノ主義 囚人ノ教誨ニ二様ノ主義アリ一ハ其道理心ヲ啓發スルモノ

一ハ其宗教心ヲ指導スルモノナリ前者ハ所謂自力教ニシテ自動的ニ道理ヲ闡明シテ其煩惱ヲ剷除セシメントスルモノ後者ハ所謂他力教ニシテ他動的ニ信仰ニ據リテ安心立命ノ域ニ達セシメントスルモノ前者ハ佛者ノ所謂大乘教ニシテ後者ハ則チ所謂小乘教ナルモノナリ而シテ道理主義ト曰ヒ宗教主義ト曰ヒ其主義方法ヲ異ニシ其難易ヲ同ジクヒズト雖モ是單ニ其方便論タルニ過ギズシテソノ終ニ人類ヲシテ開悟セシムルヤ則チ一ナリ

現時各國ノ獄制ハ多ク宗教主義ニ據ル是囚人ハ無智無識ニシテ道理ニ由

リ自ラ其煩惱ヲ除去スルニ適セス寧ロ小乗教他力教ニ依ルヲ便トスレバ
 ナリ然レドモ囚人ニモ亦種様アリ國事犯者又ハ道理ニ違背セザル犯罪者
 ノ如キソノ既ニ一種ノ宗教ニ歸依スル者ハ姑ラク論セズソノ否ラザル者
 ニ至リテハ寧ロ大乘教自力教ニ依リテ以テ其心性ヲ陶冶スルニ適ス要ス
 ルニ教誨ノ主義ハ道理及ビ宗教ニシテ二者各其用ヲナス可シト雖モ宗教
 主義ノ教誨ヲ以テ監獄ニ於ケル教誨ノ大主義ト爲スヲ得ンカ
 眞理ハ一アリテ二アル可カラズ乃チ道理ニ依ル教誨ハ唯一ノ天則ヲ誨フ
 ルヲ以テ足レリトス宗教ニハ種々ノ教派アリ又多數ノ宗派アリ宗教ニ依
 ル教誨ハ何ノ教派何ノ宗派ニ依據ス可キヤ是レ獄内教誨ニ關スル一大問
 題ニシテ攷究日淺キニ非ラズト雖モ甲論乙駁猶ホ未ダ歸一スルトコロア
 ルヲ見ズ純理ヨリ論ズレバ宗教ニ依ル教誨ハ各囚人ノ教派宗派ニ依據ス
 可キヤ自明ノ理ナリ蓋シ信教ノ自由ハ發達セル國憲ノ保障スルトコロ況
 ンヤ匹夫匹婦ノ志モ奪フ可カラズシテ事實上之ヲ限定シ得ベカラザルニ
 於テオヤ或曰ク囚人ハ國家社會ノ蠱毒ニシテ國憲ハ國家ノ良民ノ權利ヲ

保障スルモノ信教ニ關スル國憲ノ保障ハ移シテ以テ直ニ囚人ノ權利ト爲
 ス可キニアラズト囚人ハ果シテ臣民タル權利ヲ得義務ヲ負フ能ハザルカ
 未タ俄ニ斷ズ可カラズト雖モ一步ヲ讓リ今說者ノ論理ニ從フト爲ルモ佛
 者ニ歸依スル囚人ニ對シテ上帝ノ威靈ヲ説キ基督ヲ信仰スル囚人ニ向フ
 テ「コーラン」ノ教義ヲ誨フ囚人ヲシテ愈懷疑ノ深淵ニ沈溺セシム可キノミ
 何ゾ克ク其大悟スルヲ期ス可ケンヤ要スルニ異教又ハ異宗ニ依ル教誨ハ
 百千ノ弊害ヲ生ズ可クシテ一利アルコトナシ寧ロ道理ニ依ル教誨ノミヲ
 以テ足レリトスルノ優レルニ若カンヤ故ニ曰ク宗教ニ依ル教誨ハ當該國
 ニ普通ナル宗教ヲ併用ス可クソノ勢力微弱ニシテ獨立ノ教誨師ヲ置クニ
 足ラザルモノナランカ或ハ之ヲ其教派又ハ宗派ノ自由傳導ニ一任シ又ハ
 全然宗教主義ノ教誨ヲ試ミザルヲ可トスト

(二)教誨ノ方法 教誨ノ方法ハ一般及ビ個別ナリ而シテ一般教誨トハ全囚人
 又ハ一教派一宗派ニ屬スル囚人ヲ集團セシメ一堂ノ中ニ於テ一般ニ教誨
 スルモノ個別教誨トハ各囚人ヲ其監房ニ訪問シ或ハ其作業時又ハ休業時

ニ於テ親シク其境遇及ビ性格ニ愷切ナル教誨ヲ爲スモノナリ一般教誨及ビ作業時休業時ノ個別教誨ニ就キテハ特別ニ説明ス可キナシ獨リ監房ニ於ケル個別教誨ハ監獄長書記看守長監獄醫教師及ビ教誨師ノ職務ニ屬シ所謂監房訪問ノ一目的ナリ夫レ監房ノ訪問ニハ二種アリ一ハ職務上ノ訪問他ハ感化上ノ訪問是ナリ職務上ノ訪問ハ其目的獄務ノ執行ニ在リテ專ラ囚人ノ戒護事務ニ屬スルヲ以テ其態度亦極メテ嚴肅ナル可シ然レドモ感化上ノ訪問ハ之ニ反シ主トシテ囚人ヲ感化センコトヲ期スルヲ以テ其態度亦極メテ社交的ナル可ク其訪問時間ハ長短事ノ宜ニ從ヒ各囚人ノ境遇ヲ參酌シテ特殊ノ教誨ヲ與ヘ且ツ各訪問時ノ談話ヲシテ成ル可ク前後相承應シ首尾相連貫スルモノタラシムルヲ要ス可シ

第二 智育

智育トハ學理的實際的ノ教育ニ由リテ囚人ノ智能ヲ增進シテ以テ其心性ヲ醇化シ現在及ビ將來ニ於ケル確乎不拔ノ恒心ヲ有セシメントスルモノナリ故ニ純理ヨリ論ズレバ凡テ囚人ハ皆獄内ニ於ケル就學義務者タル可シ然レ

ドモ人類ハ其形体ニ於テ一定ノ發育ヲ有スルカ如ク其心神ニ於テ亦一定ノ進化期ヲ有ス其進化期ヲ空過セル者ハ智育ノ効果極メテ鮮少ナル如シ故ニ各國ノ獄制ハ智育ヲ以テ主トシテ年少囚ニ關スル事務ト爲シ而シテ成年囚亦就學義務ヲ負ハザルベカラズト雖モ或ハ三十歳ヲ以テ又ハ五十歳ヲ以テ其義務ヲ免ル、モノトス

監獄ニ於ケル智育ノ指導者ハ監獄長書記看守長及ビ教師ニシテ時ニ教育アル囚人ヲ以テ其任務ヲ補助セシムルコトアリ其教育ノ範圍ハ各國ノ必要ニ從ヒ各其制ヲ異ニスト雖モ要スルニ當該國ノ國民教育ヲ以テ其標的ト爲シ主トシテ實際的ノ智識ヲ附與センコトヲ期シ其科目ハ倫理讀書算術歴史理科地理圖畫及ビ唱歌等ニ亘ルヲ常トス而シテ教育ノ方法ニ二様アリ一般教育及ビ個別教育是ナリ

(一) 一般教育 一般囚人ヲ教育スルハ學級組織ニ由リ學級ハ其年齡罪質刑期及ビ教育ノ程度ヲ斟酌シテ之ヲ定ム教育ノ課程ハ最高監督廳ノ指定スルトコロニシテ一週日ニ四時間乃至十二時間ノ授業ヲ爲シ六ヶ月若クハ一

ケ年テ其學年トシ學年末ニハ囚人ノ學力ヲ考試シテ其學級ヲ昇降セシム
 學級制度ハ恰ク國民學校ニ於テ見ルトコロニシテ獄内ノ學級制ハ一ニ其
 制度ヲ模倣スルモノ又模セザル可カラザルモノナリ
 監獄ニ於テハ其學堂ノ課程以外猶ホ時宜ニ應シ特殊ノ教育ヲ與フルコト
 ナキニアラズ例之自在畫農業音樂及ビ實業等ナリ共ニ囚人ノ出獄後ニ便
 セントスル趣旨ニ過ギズ

(二)個別教育 各囚人又ハ少數ノ囚人ニ付キ其智能ヲ増進セシムルモノ之ヲ
 個別教育ト曰ヒ概テ三様ノ手段アリ一ハ監房訪問ニハ作業時又ハ休業時
 ノ教育ニハ新聞雜誌其他有益ナル書類ノ朗讀ナリ監房訪問及ヒ作業時又
 ハ休業時ノ教育ハ上述セシ教誨ノ方法ト同ジク從ヒテ爰ニ其説明ヲ重複
 スル必要ナシ朗讀トハ司獄官吏又ハ教育アル囚人ヲシテ有益ナル書類ヲ
 朗讀セシメ以テ其聽者ヲ教育セントスルモノニシテ其效果亦極メテ甚大
 ナリト曰フ

第三 自修

囚人既ニ他動的ニ教化セララルト雖モ又自動的教育ノ必要ナシト曰フ可カ
 ラズ況ンヤ法定ノ年齢ニ達セル老囚ハ自修ニ依ル外其智能ヲ増進ス可カラ
 ザルニ於テオヤ自修制度アル所以ナリ自修トハ囚人ヲシテ自動的ニ其德性
 及ビ智能ヲ啓發セシムル教育方法ニシテ其手段ハ則チ閱覽室又ハ其監房ニ於
 ケル圖書ノ朗讀ナリ而シテ朗讀ヲ許可ス可キ書籍ハソノ監獄ニ常置スルモ
 ノタルト又ハソノ携帶差入ニ係ルモノタルトヲ區別セズト雖モ成ル可クハ
 諸般ノ書籍ヲ監獄ニ常備シテ以テ囚人ノ閱覽ニ供スルヲ可トス
 監獄ニ常備スル書籍ハ囚人ノ感化上必要ナルモノニ限リ概テ左記ノ範圍ニ
 亘ルモノトス

- (1) 各宗教宗派ニ關スル書籍
- (2) 普通國民學校用ノ教科書
- (3) 教訓的小話又ハ叢書

第四 結論

感化事務ノ説明ヲ終ルニ臨ミテ猶ホ攻究ヲ要スベキ一問題アリ即チ國語ヲ

異ニスル外人ノ感化方法ナリ吾人既ニ他動自動兩様ノ感化事務ヲ説述セリ然レドモソノ教誨ト曰ヒ又ハ自修ト曰フモノ皆同一國語ナルコトヲ前提セラルモノニシテ猶ホ未ダ異國語者ニ論及セザリシナリ蓋シ英吉利人ニ對シテ佛蘭西語ノ圖書ヲ自修セシメ佛蘭西人ニ對シテ英吉利語ニ依ル教誨教育ヲ施ストセバ誰カ其愚ヲ嗤ハザランヤ思フニ獄内ニ於ケル國語問題亦ソノ宗教問題ト同一種ノ運命ヲ有ス可シ即チ國民ノ常用スル數國語ヲ採用シ(國語ニ分ルルトキ)各階級ヲ別異ニシ若シクハ各國語ノ圖書ヲ貯藏シテ以テ其感化ヲ企圖ス可ク各國語ニ依ル感化方法ニ關シテハ猶ホ上來説明スルトコロノ主義元則ニ依據ス可キナリ

第三項 出監

出監ノ原由

出監ノ原由ハ既ニ囚禁ノ根據ニ於テ詳述セリ即チ其原由ハ大別シテ釋放宅預及ビ移送ノ三ト爲ス而シテ釋放ノ原由ハ復別レテ刑期ノ滿了刑ノ全免大赦特赦及ビ假出獄ノ五ト爲リソノ何ノ場合タルヲ問ハズ附加ノ監視ヲ別房ニ於テ執行セザルトキニ限り出監ノ原由タルナリ

釋放

第一目 釋放

第一出監ノ準備

囚人ヲ出監セシメンニハ其出監期日ニ先ダチ豫メ一定ノ出監準備ヲ爲スコトヲ要ス其準備期間ハ各囚人ノ刑罰ニ由リ同一ナラズト難モ長期囚ニ付キテハ約六週日前ニ其準備ヲ完了ス可キモノトス出監準備トハ(一)免囚保護會社又ハ出監後居住ス可キ地ノ警察官署ニ對スル照會(二)釋放囚監留置及ビ(三)領置物又ハ工錢ノ整理ナリ(二)免囚保護會社又ハ出獄後居住ス可キ地ノ警察官署ニ對スル照會 出監ス可キ囚人ハ豫メ出獄後ノ計ヲ爲シ居住ス可キ地ヲ指定ス可シ而シテ囚人ノ免囚保護會社ノ保護ヲ乞フ者アルトキハ其性行善良ニシテ技能ノ成熟セル者ニ限り保護會社ニ紹介シテ其收容及ビ保護ヲ斡旋ス可ク若シ直ニ一定ノ地ニ居住セントスル者アルトキハ其地ノ警察官署ニ照會シテ出獄後ノ勞役又ハ就業ニ關スル配慮ヲ委囑シソノ監視ヲ附加セラレタル者ニ關シテハ猶ホ居住地監視ノ執行ニ適スルヤ否ヤヲ問合ス可シ

(二)釋放囚監留置 上述ノ照會既ニ終ハリ出監ノ期數日ニ迫ルヤ該囚人ヲ釋放囚監ニ移シ其通身ヲ搜檢シテ凶器又ハ他囚ノ信書等ヲ隱匿スルコトナカラシメ且ツ其勞役ヲ免除シテ沈思默想ノ中自ラ改悛ノ機ヲ得セシム而シテ監獄長書記及ビ教誨師等ハ日夜釋放囚監ヲ訪問シテ或ハ其害心ノ再燃ヲ防止シ又ハ出獄後ノ處世ノ方針ヲ教誨ス

(三)領置物及ビ工錢ノ整理 領置ノ物件ハ其品數ヲ點檢シテ囚人ノ承認ヲ得殘餘ノ工錢亦之ヲ清算シテ其額ヲ囚人ニ告知シ旅費及ビ生活費ヲ留保シテ其殘部ハ悉ク囚人ノ居住ス可キ地ノ警察官署ニ送附シ出獄後隨時之ヲ下附セシム

第二出監

出監ハ出監期日ニ於テシ出監セシム可キ時刻ハ檢察官ノ指揮ニ從フ可ク其指揮ナキ場合ニ於テハ勞作時間ノ始ヲ以テス而シテ司獄官吏ハ其出監前釋放ノ言渡ヲ爲シ更ニ囚人ヲ訓誡シテ其改悛ヲ勸誘シ旅費生計費及ビ領置物ヲ交付シ出獄證ヲ附與シ遂ニ之ヲ監獄ノ正門ヨリ釋放シテ以テ出監手續ヲ

宅預又ハ歸休ノ許可

完了ス

第二目 宅預又ハ歸休ノ許可

刑罰執行指揮官及ビ上級司獄官廳ハ已ムコトヲ得ザル事由アル場合ニ限り囚人ノ歸休ヲ許可スルコトヲ得已ムコトヲ得ザル事由トハ疾病妊娠又ハ家族扶養ノ必要等ヲ曰ヒ囚人ノ健康上又ハ家族ノ生活上或ハ自宅療養自宅分娩又ハ自宅ニ於テ勞働スルコトヲ必須ナリトスル場合ニシテ此種ノ原由發生スルトキハ或ハ囚人ノ請求ニ據リ又ハ當該官署ノ職權ヲ以テ其ノ歸休ヲ許可ス可キモノトス而シテ其歸休ノ日子ハソノ職權ニ基ヅク場合ナルト又タハ囚人ノ請求ニ據ル場合ナルトヲ區別シ或ハ之ヲ刑期ニ算入シ又ハ算入セズ

第三目 移送

囚人ヲ移送ス可キ場合三アリ

(一)行刑ノ便宜ニ由リ囚人ヲ一監獄ヨリ他ノ監獄ニ移ス可キ場合

(二)裁判所ノ命令ニ依リ囚人ヲ拘置囚監ニ移ス可キ場合

移送

(三)獄外ノ病院ニ於テ治療ヲ要ス可キ健康ノ状態ニ在ル場合 例之不治ノ狂者ヲ癲狂院ニ妊婦ヲ産科病院ニ創傷者ヲ外科病院ニ送致スル如シ而シテ此種ノ送致ヲ爲スニハ當該監獄ノ上申執行指揮官及ビ上級司獄官廳ノ許可ヲ必要トシ其入院ノ日子ハ之ヲ刑期ニ算入スルヲ常トス
 囚人ヲ移送スルニハ其領置物殘餘ノ工錢及ビ附屬書類等ヲ整理シ期日ニ至リテ身柄ト共ニ送致ノ手續ヲ爲ス可シ

死亡

第四項 死亡

刑ハ犯人ノ一身ニ止マリ犯人死去スレバ則チ刑ノ目的物ナキナリ故ニ犯人ノ死去亦行刑終了ノ一原因タリ囚人死去スルトキハ直ニ之ヲ其原籍地ニ通牒シ死没ノ原因自殺又ハ他殺ナル場合ニ於テハ事由ヲ具シ檢事ニ通告シテ其臨檢ヲ待ツ可シ
 囚人ノ領置物及ビ殘餘工錢ハ點檢シ精査シテ之ヲ其相續人ニ歸屬セシメ其屍体ハ之ヲ引取人ニ交付シ引取人ナキトキハ或ハ之ヲ埋葬シ又ハ之ヲ解剖ニ付ス

拘留事務說明ノ範圍

第三款 拘留囚

拘留事務トハ囚人ヲ保管シ其犯罪ノ有無ヲ審糺スルモノニシテ既ニ囚禁事務ノ總論ニ於テ詳述セル如ク囚人ノ保管ニ關シテハ行刑事務ト相異ナルナシト雖モ(一)刑罰ヲ執行セザルコト及ビ(二)犯罪ヲ審糺セラルコトノ二點ニ於テ區別セリ故ニ本款ニ於テハ上二點ヨリ生スル事務ノ異動ヲ説明スルニ止ムト雖モ他ハ行刑事務ノ説明ヲ取捨シテ了解セシメントスル意ニ外ナラス
 第一拘留囚ハ刑罰ヲ執行スル者ニ非ラス

拘留囚ハ刑罰ヲ執行スル者ニ非ラス

拘留ノ目的ハ犯罪ヲ禁壓スルニ非ラスシテ其有無ヲ審糺スルニ在リ故ニ拘留ノ作用ハ囚人ヲ保管スルニ止マリ之ニ刑罰ヲ執行シテ畏嚇シ感化スル必要ナク從テ拘留囚ノ待遇ハ行刑囚ニ比シ大ニ寛大ナル可キモノナリ
 (一)書信及ヒ接見ハ親族相會談シ故舊互ニ交通スルハ人世ノ快事ニシテ其自由ハ明ニ各國憲法ノ保障スルトコロナリ然リト雖モ行刑囚ハ社會ノ破壞者ニシテ生存團體ノ傷害者ナリ乃チ社會團體ノ生存上之ニ科刑シ之ヲ懲

苦セシメザル可カラザルヲ以テ各國ノ監獄制度ハ行刑囚ノ書信及ヒ接見ヲ制限シテ囚人ノ畏嚇ノ一方法ト爲セリ監獄ニ於テ書信及ヒ接見ヲ制限スル理由既ニ斯ノ如クニシテ拘留囚ハ其本質上行刑囚ニ異ナリ何等ノ畏嚇ヲモ受ク可キ者ニ非ラス然ラハ拘留囚ハ獄内ニ於テ發信シ又ハ來訪者ヲ引見スル自由ヲ有セザル可カラズ拘留行刑ノソノ主義ヲ異ニスル第一點ナリ或曰ク拘留囚亦實際上通信及ヒ接見ヲ制限セラル、ニ非ラズヤト然リ拘留囚亦其罪證ノ保護ノ必要ヨリ其發信受信ヲ許否セラレ又ハ其接見ヲ禁止セラル拘留囚及ヒ行刑囚ハ外觀上自由制限ノ程度ヲ同シクスル如シト雖モ二者互ニ其制限禁止ノ理由ヲ異ニスル而已ナラス行刑囚ハ其自由ヲ制限セラル、ヲ本則トシ拘留囚ハ其自由ヲ制限セラレザルヲ本則トス然ラバ二者若シ事實上其制限ノ程度ヲ同シクスト雖モ之ヲ混同シテ其本義ヲ忘失スル如キハ斯學ニ忠ナル所以ニアラズ

(二)勞作 拘留囚ハ勞役義務者ニアラズ故ニ行刑囚ニ異ナリ勞役ヲ強制セラ
ル、コトナシ然レドモ現等各國ノ獄制ハ拘留囚ヲ無定役行刑囚ト同視シ

任意勞作義務者トス

任意勞作義務者トハ任意ニ勞作義務ヲ負擔シ自己ノ選定セル勞役ニ服スル者ニシテ無定役行刑囚及ヒ拘留囚ノ如キハ此種ノ義務者ニ屬ス無定役行刑囚ハ今措キテ之ヲ論ゼズ拘留囚ハ就役及ヒ就役ス可キ勞作ノ種類ヲ選定スル權利ヲ有スト雖モ一度就役セシ以上ハ嚴ニ勞作ニ關スル規則ヲ遵守シ安ニ休役ス可カラザルノミナラズ又其勞役ノ種類ヲ變換スルコトヲ得ス要スルニ行刑囚ト同一待遇ヲ受ケサル可カラス然レトモ行刑囚ハ強制義務者ニシテ拘留囚ハ任意義務者ナリ任意義務者若シ任意ニ就役セリトスルモ何ゾ純タル強制義務者ヲ以テ視ルコトヲ得ンヤ乃チ任意義務者強制義務者ハ其勞作ニ關スル待遇ヲ同ジクスト雖モ自ラ其報酬制ヲ別異ニセザル能ハズ各國ノ獄制ニ依レバ拘留囚ノ工錢ハ行刑囚ニ比シテ多額ナルヲ常トシ其勞役ニ由リ生ジタル純益ヲ折半シ其一部ヲ囚人ニ賦與シテ全然其自然處分ニ任シ他ノ一半ハ先ヅ之ヲ監獄ニ收入シテ囚人ノ給養費ニ宛ツト雖モ剩餘アルトキハ更ニ之ヲ囚人ニ還付スルノミナラス囚

人無罪又ハ免訴ノ決定ニ由リテ釋放セラル、場合ニ於テハ更ニ報酬ノ全部ヲ還付ス可キモノトス

(三)感化 囚人ノ感化ハ刑罰ノ目的ニシテ行刑ノ一作用ニ屬ス故ニ拘留囚ニ對シテハ理論上感化事務アル可キナシ然レトモ德育智育ハ必スシモ犯罪人ニノミ必要ナルニ非ラス其徳性ヲ高尚ニシ其智識ヲ該博ナラシムルハ則チ人類一般ニ對スル理想ナリ然ラバ拘留囚ノ如キヨシ其罪跡未タ判明セスト雖モ之ヲ感化スルニ於テ何等ノ障礙アルヲ見ズ況ンヤ物ナクシテ影アル可キナシ拘留囚ニシテ既ニ犯罪ノ嫌疑ヲ受ケタリトセバ其背後ニハ多少ノ暗蔭アリト推定ス可キニ於テオヤ近時ノ獄制ハ皆拘留囚感化ノ必要ヲ是認セリト雖モ拘留囚ハ其囚禁期概チ短小ナルヲ以テ行刑囚ト同一制度ヲ採用シテ之ヲ學堂ニ就學セシムル能ハス從フテ拘留囚ニ對スル感化ハ主トシテ其徳性ヲ陶冶スルコトヲ勤メ未成年囚其他特別ノ必要アル者ニ非ラサレハ其就學ヲ強制スルコトナシ

拘留囚ハ圖書ヲ閱覽シ筆墨紙ヲ使用シ又夜間一定時間内ハ燈火ヲ使用ス

拘留囚ハ犯罪ヲ審糺セラル者ナリ

ルコトヲ得是上述ノ如ク其自修ヲ勸誘スル一手段ナリト雖モ亦其自由ヲ尊崇スル意ニ外ナラズ行刑ト區別スル所以ヲ解ス可シ

第二拘留囚ハ犯罪ヲ審糺セラル、者ナリ

拘留ノ目的ハ犯罪ノ禁壓ニ非ラスシテ其有無ヲ審糺スルニ在リ然ラハ拘留囚ハ行刑囚ニ異ナリ犯罪審糺ノ必要上特種ノ自由制限ヲ受ケザル可カラザル亦自明ノ理ナリ特種ノ自由制限トハ獄房ノ指定通信及ヒ勞作法ニ關スル特別規定ヲ曰フナリ

(二)獄房ノ指定 行刑囚ハ或ハ之ヲ分房シ又ハ之ヲ雜居セシム可シ拘留囚ニ至リテハ必ラス之ヲ獨房ニ離隔セザル可カラズ而シテ若シ經濟上沿革上又ハ其他ノ理由ニ由リ全囚人ヲ分房スル能ハズトスルモ少クトモ男囚ト女囚成年囚ト未成年囚及ヒ同一犯罪ノ共犯者ヲ離隔セザル可カラズ蓋シテ拘留ハ犯罪ノ有無ヲ審糺スルヲ目的トスルヲ以テ犯罪ニ關スル證據ノ如キハ固ヨリ其保存蒐取ニ留意セザル可カラズ而シテ今爰ニ一犯罪ノ共犯者アリトス若シ其犯罪ノ有無ヲ審糺スルニ當リテ之ヲ一房ニ雜居セシメ

ンカ共犯者ハ互ニ相通謀シテ以テ其罪證ヲ隱秘ス可ク犯罪事實ノ眞想ハ終ニ之ヲ觀破スルトキナカル可シ是豈ニ犯罪審糺ノ本意ナリトセンヤ故ニ拘留囚ハ雜居行刑囚ノ如ク管ニ其男女老幼ヲ區別シテ別異ノ獄房ニ置クノミナラズ又其拘留ノ原因ニ溯リ若シ同一罪ノ共犯人ナリトセンカ必ラズ之ヲ各分房ニ獨居セシメザル可カラズ

(二)通信及ヒ接見ノ許否權 通信及ヒ接見ハ囚人ノ自由社會ト交通スル唯一ノ手段ニシテ此種ノ交通ハ又其罪證ヲ湮滅スル最好ノ機會ナリ故ニ拘留囚ニ對スル通信及ヒ接見ハ其制限ノ理由全然行刑囚ニ對スルモノニ異ナリ以テ囚人ヲ畏嚇セントスルニアラズ以テ罪證ヲ湮滅セザラシメントスルナリ蓋シ拘留囚ハ上述ノ如ク其性質上自由ニ通信シ接見スルコトヲ得ベキ者ナリト雖モ特ニ檢事又ハ豫審判事ノ許可ヲ要スト爲スハ行刑囚ト其制度ヲ異ニスルトコロニシテ又犯罪審糺ノ必要ニ出ツルモノナリ

(三)勞作法 拘留囚ハ任意勞作義務者ナリ故ニ勞作ヲ強制セラルコトナキノミナラズソノ任意ニ勞役ニ就キタル者亦行刑囚ト同一ノ待遇ヲ爲ス可

カラズ行刑囚ノ勞作ハ上述ノ如ク或ハ内役ナルコトアリ又ハ外役ナルコトアリソノ獄内勞役ニ至リテモ或ハ共同役場ニ就役ス可キアリ又數人ノ運合ヲ要スルアリ要スルニ獄外又ハ他囚トノ交通ヲ全然遮斷セリトハ曰フ可カラズ然レトモ拘留囚囚禁ノ根據ハ其犯罪ノ有無ヲ審糺スルニ在リテ其犯罪ヲ審糺シ其罪證ヲ保全センニハ須ラク先ヅ嚴ニ拘留囚ト獄外又ハ他囚トノ交通ヲ禁止セザル可カラズ是ヲ以テ若シ拘留囚ノ就役ヲ許可ストスルモ必ラズ獨立ノ勞役ヲ賦課シ獨房ニ在リテ作業セシメザル可カラズ

第三餘論

要スルニ拘留ハ行刑ニアラズ則チ毫モ囚人ヲ侮辱ス可キ根據ヲ有セズ故ニ拘留囚ノ如キハ理論上極メテ其待遇ヲ可重ニシ其自由ヲ尊崇シ其名譽ヲ保護セサル可カラズ即チ自由人ト同一待遇ヲ與フ可キカ如シ然レトモ拘留ノ目的ハ犯罪ノ有無ヲ審糺スルニ在ルヲ以テ其身體ヲ保管シ及ビ其罪證ヲ保護スル必要アリテ又全然自由人ヲ以テ視ル可カラサルモノアリ是ニ於テカ

留置事務

身体ノ保管又ハ罪證保護ノ必要上數多ノ自由制限ヲ生ズルニ至リシナリ此本義ヲ忘失シテ拘置ノ觀念ヲ誤解スルコト勿レ

第四款 留置囚

留置トハ行政處分ニ由リ無賴者窮貧者又ハ惡少年ヲ囚禁スル作用ニシテ強制勞作場留置及ビ強制教育場留置等ノ區別アリ強制勞役場ハ無賴漢又ハ窮貧者ヲ留置スル行政上ノ監獄ニシテ囚人ニ勞作ノ常習ヲ與ヘ其恒心ト恒産トヲ得セシムルコトヲ目的トス故ニ此種ノ留置ニ特別ナル事務ハ囚人ノ保管及ビ勞役ノ賦課ナリ

強制教育場ハ惡少年ヲ留置スル行政上ノ監獄ニシテ其目的ハ年少者ヲ啓發シ感化シテ良民ノ生活ヲ營マシムルニ在リ而シテ所謂惡少年トハ刑事未成年者年少ナル免囚又ハ放咨ナル年少ヲ概稱スル謂ナリ夫レ留置ハ行刑ニアラズ又ハ拘置ニアラズ從フテ囚人ヲ畏嚇シ感化シ又ハ其犯罪ヲ審糺スル必要ナシト雖モ亦囚人ヲ保管シテ之ヲ勞作セシメ又ハ感化セシメザル可ラズ而シテ囚人ヲ保管スル作用囚人ヲ感化スル作用又ハ就役セシムル作用ハ行

刑事務ノ説明ヲ取捨シテ了解スルヲ得ベク爰ニ其説明ヲ再ビスル必要ナシト信ズ

第四節 賞罰事務

第一款 懲罰

獄内懲罰ノ制度ハ監獄ノ規律ヲ強行スル一方法ニシテ放肆ナル囚人ヲシテ強テ監獄内ノ秩序ニ從ハシムルコトヲ目的トス故ニ其強制方法ハ普通刑法ノ刑罰ト異ナリ極メテ嚴峻ナル可クシテ少ナクトモソノ本刑タル自由刑ヨリ寛和ナル可カラズ獄内懲罰ニ關シ攻究ス可キ問題ハ概テ三曰ク懲罰法曰ク懲罰手續曰ク懲罰ノ執行法是ナリ

第一項 懲罰法

懲罰ハ獄内ノ秩序ヲ維持シ其規律ヲ強行スル一手段ニシテ概テ二様ノ種類アリ一ハ直接囚人ノ身体ニ對スル強制他ハ囚人ノ自由ニ對スル強制ナリ第一囚人ノ身体ニ關スル強制
身体ニ對スル強制ハ所謂制壓處分ニシテ獄内ニ於テ喧噪シ又ハ暴行シ當該

獄内懲罰制ノ本旨

懲罰法

獄吏ニ反抗スル囚人ヲ制壓スルモノ即チ囚人ノ不作爲ヲ直接ニ強制スル一種ノ体刑ナリト曰フモ可ナリ而シテ其強制方法ハ繫縛鐵鎖ヲ以テ囚人ヲ房壁又ハ床上ニ繫グ手械手足械強制上衣獸皮又ハ強硬ナル織物ニテ作レル一種ノ上衣ニシテ其胸部及ビ兩腕ニハ各十數ノ壓搾紐ヲ設ケテ以テ囚人ヲ緊束ス強制榻及ビ灌水囚人ヲ赤裸ニシテ冷水ヲ浴セシム等トス

第二囚人ノ自由ニ對スル強制

狹意義ニ於ケル懲罰トハ囚人ノ自由ニ對スル強制ヲ曰ヒ獄則ニ違反シタル者ニ對スル處分ナリ故ニ狹義ノ懲罰ト制壓トハ(一)其強制ノ身体ニ對スルト又自由ニ對スルト及ビ(二)其強制ノ目的現行ノ非舉ヲ制止スルニ在ルト又過古ノ非行ヲ懲罰スルニ在ルトノ二點ニ於テ區別ス而シテ此種懲罰ノ種類ハ概括シテ之ヲ二大別スルヲ得ベシ曰ク法令又ハ獄則ニ依リ囚人ノ享有ス可キ自由權利ヲ制限スルモノ曰ク刑罰ノ執行法ヲ嚴峻ニスルモノ是ナリ

- (一)第一種ノ懲罰ハ消極的ニシテ
- (1) 工錢ノ制限
 - (2) 飲食物購入ノ制限
 - (3) 寢具使用ノ制限
 - (4) 書籍閱覽ノ

制限 (5) 遊歩ノ制限 (6) 減食(1) 勞作ノ制限

(二)第二種ノ懲罰ハ積極的ニシテ

- (1) 獨房留置
 - (2) 關室監禁
 - (3) 繫縛
 - (4) 強制上衣ノ着用
 - (5) 笞杖
- 而シテ第二種ノ懲罰ニハ時ニ第一種ノ懲罰ヲ附加スルコトアリ例之獨房留置又ハ密室監禁減食勞作ノ禁止寢具使用ノ禁止等ヲ附加シテ其畏嚇ノ度ヲ大ナラシムル類ナリ

第二項 懲罰ノ執行法

懲罰ノ執行法

懲罰ノ種類ハ概テ上述ノ如ク或ハ囚人ヲ制壓シ又ハ之ヲ懲罰スルヲ得ヘシ然レトモ懲罰ハ極メテ嚴峻ナルヲ以テ其執行ニ關シ自ラ一定ノ制限ナカル可カラズ

制壓處分ハ其目的トスルトコロ現行ノ非舉ヲ制止スルニ在リ故ニ其執行亦必要ノ限度ニ止メ且ツ極メテ短時期間ナルヲ要ス

懲罰ノ執行亦然リ減食及ビ寢具使用ノ禁止ノ處分獨房留置及ビ密室監禁等ニ關シテハ其處分ノ效力期間一定ノ期間内ニ於テ處分シ得ベキ度數及ビ其

懲罰手續

處分ノ後更ニ同一處分ヲ命シ得ヘキ期間ヲ法定シテ一面司獄官ノ專横ヲ防
壓スルト共ニ一面ニハ囚人ノ健康ヲ傷害スルナカラシメンコトヲ期セリ

第三項 懲罰手續

責任ノ歸スルトコロ即チ權利アリ而シテ監獄ノ秩序ヲ維持シ其風紀ヲ匡正
スルハ監獄長ノ職務ニ屬ス故ニ囚人ヲ懲罰スルハ專ラ監獄長ノ權限ニ屬ス
可ク監獄長ハ下級吏ノ意見ヲ聽キ其責任ヲ以テ懲罰處分ヲ強行スルナリ囚
人若シ獄則ニ違背センカ監獄長ハ之ヲ其面前ニ羅致シ其違背ノ事實ヲ審糺
シテ恰好ナル懲罰ヲ科ス而シテ其行爲若シ刑法上ノ犯罪タル可キモノナラ
シカ乃チ其事實ヲ當該檢事ニ具申シテ以テ司法處分ノ裁斷ヲ乞フ可シ囚人
ノ懲罰ニ關シ注意ス可キ事項ハ左ノ如シ

(一)懲罰ハ囚人ノ性行及ビ其違背行爲ノ性質ヲ斟酌シテ之ヲ定ム可シ

(二)監獄長ハ囚人ノ教育及ビ其性行其他諸般ノ事情ヲ參酌シテ自由ノ心證ニ
依リ或ハ單一ナル懲罰ヲ科シ又ハ數個ノ懲罰ヲ併科シテ以テ懲罰ノ實效
ヲ擧グ可シ

懲罰ヲ適用ス
可キ囚人

(三)懲罰ハ寛和ニ流レズ又ハ嚴峻ニ失セズ要ハ其中庸ヲ制スルニ在リ

吾人既ニ懲罰法懲罰執行法及ビ懲罰手續ノ說明ヲ終リ懲罰ノ何タルヲ知レ
リ然レドモ尙ホ懲罰ハ單一不行刑囚ニノミ適用ス可キヤ否ヤノ大疑問ノ殘留
セルアリ蓋シ拘置囚ト曰ヒ又ハ留置囚ト曰フ何等ノ犯罪アルナクシテ從フ
テ之ヲ畏嚇スル根據ヲ欠缺セリト雖モ一定ノ原因ニ由リ既ニ獄裡ノ人タル
以上ハ其獄則ニ違由シ獄内ノ秩序ヲ維持セザル可カラズ而シテ獄吏ノ命ニ
反抗シ獄則ニ違背シ他囚ノ靜謐ヲ妨害シ他囚ノ非行ヲ挑發シ隱蔽シ又ハ之
ニ加功スル如キハ獄内ノ秩序ヲ維持スル所以ニアラズ則チ此種ノ行爲者ハ
ソノ行刑囚タルト拘置囚タルト又留置囚タルトヲ論ゼズ直ニ之ヲ責罰ス可
ク其懲罰手續ニ至リテハ上述ノ說明ヲ取捨シテ準用ス可キモノトス

第二款 賞與

或曰ク囚人ハ國家社會ノ蠱毒ニシテ蠱毒ナルガ故ニ其自由ヲ剝奪シテ之ヲ
監獄ニ囚禁ス然ラハ囚人ノ獄則ヲ恪守スルハ其本然ノ義務ヲ遂行スルモノ
何ゾ其所爲ヲ賞表ス可キナランヤト然レトモ刑罰ハ人ヲ畏嚇スル所以ニシ

賞與制度ノ根
據

賞與ノ本質

階級行刑制ニ於ケル賞與

分房行刑制ニ於ケル賞與

テ慶賞ハ人ヲ啓導スル所以ナリ刑罰必スト雖モ慶賞ノ制ナク又ハ慶賞信ナラサランカ何ソ克ク囚人ヲ心服セシムルニ足ランヤ賞與ノ制アル所以ナリ所謂賞與トハ功勳ニ對スル賞施ニアラスシテ改悛者ニ對スル優遇ナリ積極的ニ之ヲ慶賞スルニ非ラスシテ寧ロ消極的ニ其自由ノ制限ヲ融和スルモノナリ此意義ニ於ケル賞與ノ觀念ハ夫ノ階級行刑制ノ大主義ヲ爲スモノニシテ分房行刑制雜居行刑制ヲ採用スルモノ亦全然此觀念ヲ除外スル能ハス階級行刑制トハ上述ノ如ク囚人ヲ數階級ニ彙類シ各特殊ノ待遇ヲ與ヘ囚人ノ性狀品行其他勞作ノ結果等ヲ斟酌シテ其階級ヲ上下セシムルモノナリ故ニ囚人ノ獄則ヲ恪守シ勞役ニ勉勵シ改悛ノ情著シキ者ハ漸次之ヲ賞表シテ上級ニ編入シ獄則ニ違背シ勞役ヲ怠リ頑凶ニシテ改善ノ實ナキ者ハ永ク之ヲ原級ニ止メ又ハ漸次之ヲ下級ニ降下セシム

分房行刑制雜居行刑制ニ於テハ固ヨリ一定ノ階級アル可キナシ故ニ階級ヲ上下シテ以テ囚人ヲ褒貶スル能ハズト雖モ囚人ノ獄則ヲ恪守シ改悛ノ情アル者ハ個人的ニ特殊ノ優遇ヲ與ヘテ以テ其所爲ヲ慶賞ス或ハ其給養ヲ善美

ニシ其勞役ヲ減シ其工錢ヲ増加シ其通信及ヒ接見ヲ容易ニシ又ハ其獄房ヲ別異ニシ慶賞ノ方法ハ監獄長ノ自由ニ採擇スルトコロ固ヨリ之ヲ枚擧スルニ違アラスト雖モ要スルニ其自由ノ制限ヲ融和シ普通以上ノ待遇ヲ與ヘントスル主旨ニ過ギズ

而シテソノ行刑主義ノ階級制ナルト又ハ分房制雜居制ナルトヲ論ゼズ賞與ノ至極ハ所謂假出獄又ハ免幽閉即チ假釋放ニシテ假釋放トハ既ニ囚禁ノ根據ニ於テ詳述セル如ク條件ヲ付シテ改悛ノ情アル囚人ヲ釋放スル制度ヲ曰フナリ

第二節 保全事務

第一款 總論

囚人亦活物ナリ若シ其保全宜シキヲ得ザランカ何ゾ其健康ノ異常ナラザルコトヲ期ス可ケンヤ而シテ囚禁ノ目的ハ囚人ニ行刑スルニ在リ囚人ヲ拘置スルニ在リ將々又之ヲ留置スルニ在リテ其身体ヲ毀傷シ其生命ヲ危殆ニスルニ在ラス故ニ善良ナル獄制ハ必ズ健康ノ維持病疫ノ豫防及其撲滅ニ關ス

保全事務ノ根據

保全制度立案
ノ標的

ル制度ヲ完備セザル可カラズ衛生事務給養事務及ビ醫療事務アル所以ナリ
 給養事務トハ健康ノ現狀ヲ維持スルモノニシテ衛生事務トハ健康ヲ傷害ス
 ルナカラシメントスルモノノ醫療事務ハ傷害セラレタル健康ヲ回復セントス
 ルモノナリ而シテ此三制度ヲ立案スルニ付キ遵由ス可キ二個ノ標準アリ曰
 ク消極的標準曰ク積極的標準是ナリ蓋シ監獄ハ囚人ノ畏嚇感化又ハ其ノ懲
 治ヲ目的トスル公設備ナリ畏嚇感化又ハ懲治ヲ目的トスルヲ以テ保全制ハ
 自由勞働者ニ比シテ優勝ナル可カラズ公ノ設備ナルヲ以テ保全制ハ特定ノ
 費額ヲ超越ス可カラズ而シテ囚人保全ノ制度ハ囚人ノ保全ヲ目的トス囚人
 ノ保全ヲ目的トスルヲ以テ保全制ハ學理上囚人ヲ保全スルニ足ル可キ良好
 ナル制度ナラザル可カラズ故ニ囚人保全ノ制度ハ一方ニ於テ學理ニ適合ス
 ルモノナル可ク一方ニ於テ自由勞働社會ノ常習ニ當シ獄費ノ豫計額ニ應ズ
 ルモノナラザル可カラズ而シテ學理ニ適合ス可シトハ保全制度ノ消極的標
 準ニシテ自由勞働社會ノ常習ニ當シ又獄費ノ豫計額ニ應ス可シトハ其積極
 的標準ナリ

第二款 給養

衣ナクバ凍エ食ナクバ饑エ住ナクバ則チ疾マン衣食住ハ人世最先ノ保全事
 務ニシテ又尤モ主要ナルモノナリ而シテ給養事務トハ囚人ノ衣食住ニ關ス
 ル百般ノ獄務ヲ汎稱スルモノニシテ今本目ヲ三項ニ分チ順次ニ衣食及ビ住
 ニ關スル獄務ヲ説明ス可シ

第一項 食

食ノ給與
官給ノ食品

囚人ノ食品ハ監獄ヨリ給與スルヲ本則トシ時ニ自費購入ヲ許可スルコトア
 リ自費購入ノ制度ハ行刑ノ規律ヲ傷害スルコト尠ナカラザルヲ以テ全然之
 ヲ認メザルヲ可トシ少ナクトモ其適用ヲ制限セザル可カラズ即チ囚人ノ購
 入スル食品ハ必ラズ監獄ノ許可セル會社ニ於テ調理セシモノナル可ク會社
 ハ監獄ノ監督ヲ受ケ一般囚人ノ食制ヲ斟酌シテ其調理ヲ爲ス可シト爲ス類
 ナリ
 監獄ヨリ給與スルモノハ則チ一般囚人ノ食品ニシテ如何ナル食品ヲ給與ス
 ベキヤハ監獄學上ノ一大問題ナリ窃ニ思フ囚人ノ食制ヲ論定センニハ先ヅ

其積極的及ビ消極的標準ヲ攻究シテ食ノ範圍ヲ定メザル可カラズト

(一) 消極的標準 監獄ハ自由刑ノ執行場ニシテ生命刑體刑ノ執行場ニアラズ
 囚人ノ自由權利ヲ剝奪スル場所ニシテ其身體又ハ生命ヲ毀傷ス可キ場所
 ニアラズ而シテ既ニ囚人ノ身體生命ヲ毀傷ス可ラズトセバ囚人ノ食制亦
 人身營養ノ大則ニ從ヒ生理上ノ學理ニ依據ス可キヤ自明ノ理ナリ教授、ウ
 ヲイト氏曰ク普通人ノ食品ハ蛋白質百十八グラム脂肪五十六グラム及ビ
 澱粉質五百グラムヲ包含スルモノナル可シト是レ氏ガ學理ヨリ演繹セシ
 斷案ニシテ信憑ス可キ定則タル可シ然レドモ人ニ大小ノ別アリ又肥瘦ノ
 差アリ各其人種ノ異ナルニ從ヒ其強弱ノ等シカラザルニ由リテ營養ノ大
 則ヲ同クセズ故ニ各國ハ其獄囚ノ食制ヲ定ムルニ當リ雷ニウヲイト氏ノ
 學說ニ基キ各國特殊ノ必要及ヒ其習俗ヲ參酌シテ之ヲ取捨採擇ス可キノミ
 ナラズ一國內ノ監獄ニ於テモ勞役スル者ト否ラザル者トヲ區別シ男性ト
 女性トヲ區別シ健康囚ト病囚トヲ區別シ各特種ノ食制ヲ考定ス可キナリ
 然ラバ如何ナル食物カ果シテ此等ノ要求ニ應ズ可キヤ蓋シ人身營養ニハ

一定ノ澱粉質一定ノ卵白質及ビ一定ノ脂肪質ヲ要ス可シ然レドモ現在ノ
 食物ニシテ單ニ澱粉質ナルモノナク單ニ蛋白質ナルモノナク又單ニ脂肪
 質ナルモノナシ乃チ其攻究ハ所謂抽象的ナルヲ以テ直ニ獄制ノ實際ニ適
 用ス可カラズ食物論アル所以ナリ食物論トハ囚人ノ食制ヲ具體的ニ論究
 スルモノニシテ如何ナル食物カ克ク所定ノ澱粉質蛋白質及ビ脂肪質ヲ供
 給ス可キヤヲ定メ尤モ良好ナル食物ヲ以テ抽象的ノ食制ニ應ゼシメント
 スルニアリ人類ノ食物ハ大別シテ二ト爲ス曰ク動物曰ク植物是ナリ動植
 物共ニ澱粉質脂肪質及ビ蛋白質ヲ包含スト雖モ植物中ノ蛋白質ハ胃液ニ
 溶解シ難ク其澱粉質ハ胃腸ヲ刺撃シ易クシテ消化機關ノ機能ヲ妨グルノ
 ミナラズ又消化モズシテ排出セラル、コト多シ反之動物性ノ食物ハ其消
 化容易ナルヲ以テ胃腸ヲ害スルニ至ラズ又全部消化セラル、ヲ以テ無益
 ニ食物ヲ消費スル憂アルヲ見ズ要スルニ囚人ノ食物ハ適宜ニ動植物性ヲ
 併用シ其消化機能ヲ活潑ナラシメ以テ所定ノ營養分ヲ吸收セシムルコト
 ヲ期ス可シ

(二) 消極的標準

(イ) 行刑上 然ドモ監獄ハ養育院ニアラズ行刑場ナリ其目的ハ貧民ノ扶養ニ在ラズ犯罪者ノ畏嚇ニ在リ又其感化ニ在リ故ニ行刑ノ本質ヨリ觀察スレバ囚人ノ食制ハ雷ニ其粗惡ナルヲ厭ハズ其滋味ナラザルヲ憂ヘザル而已ナラス又以テ畏嚇感化ノ實ヲ舉ルニ足ルモノナラザル可カラズ

(ロ) 經濟上 況ンヤ監獄ハ國家的制度ニシテ其維持費ハ專ラ國家ノ良民ノ負擔スルトコロナリヨシ囚人ノ食制ハ人身營養ノ大則ニ適應セズトスルモ無益ニ國費ヲ放下シテ國家ノ蠹毒ヲ保全ス可カラザルニ於テオヤ

要スルニ囚人ノ食制ハ監獄經濟ノ範圍内ニ於テ行刑ノ本義ニ背戾セザル限度ニ於テ將タ又人身營養ノ大則ヲ無視スルコトナクシテ査定ス可ク粗食セシムト雖モ以テ囚人ノ健康ヲ傷害スルニ至ラズ美食セシムト雖モ以テ監獄經濟ヲ紊亂シ行刑ノ本義ヲ忘失スルニ至ラズ此消極積極ノ二標準間ニ於テ一國ノ狀勢又ハ習俗ニ鑑ミ最モ適切ナル食制ヲ裁量ス可キナリ或曰ク囚人ノ食ハ(一)其味ハ滋美ナル可ク(二)其調理法ハ單純ナル可ク(三)其價格ハ低廉ナ

ル可シト是恰モ上述ノ三標準ヲ通俗的ニ説明セシモノ語句異ナレリト雖モ其意義ハ則デ一ナリ其味ヲ滋美ニシテ以テ囚人ノ健康ヲ保全ス可ク其調理法ヲ單純ニシテ以テ行刑ノ本旨ヲ發揚ス可ク其價格ヲ低廉ニシテ以テ監獄經濟ヲ整理ス可キナリ

第二項 衣

衣制ノ制定

囚人ノ衣トハ衣服其他一切ノ附屬品ヲ曰ヒ衣ニ關スル獄務ハ囚人ノ保全上欠ク可カラザルモノナリ

(一) 消極的標準 囚人ノ衣制ハ其健康ヲ害セザル範圍ニ於テ査定ス可キモノトス故ニ其外觀ハ粗惡ナリト雖モ以テ寒ヲ訴ヘシムルニ至ラズ以テ暑ニ苦マシムルニ至ラス氣候ノ寒暖ニ隨ヒテ各適當ナル時服ヲ給與ス可シ而シテ時服ハ各其有效年限ヲ豫定シ時ト共ニ之ヲ新調スルノミナラズ或ハ垢汚ニ染ミ又ハ破綻ヲ來タシタルトキハ速ニ之ヲ洗滌シ又ハ修補セシム可シ要スルニ囚人ノ衣制ハ清潔ニシテ且ツ季節ノ變ニ應ズルモノナラザル可カラズ

(二) 積極的標準 囚人ノ衣制ニ關スル積極的ノ標準ハ囚禁及ビ經濟ノ必要ナリ既ニ上述セシ如ク囚人トハ畏嚇シ感化シ又ハ懲治セラレ、者ニシテ又監獄經濟ノ範圍内ニ於テ給養セラレ、者ナリ農嚇シ感化シ又懲治セラレ、者ナルガ故ニ粗薄ノ制服ヲ給與シテ刑罰ノ威嚴ヲ示シ監獄經濟ノ範圍内ニ於テ給養セラレ、者ナルガ故ニ低廉ナル時服ヲ給與シテ監獄經濟ノ整理ヲ企圖ス要スルニ囚人ノ衣制ハ低廉ナル材料ニ依リ一定ノ服制ヲ設ケテ以テ一般良民ト區別セシム可シ

常人ノ衣制ト
疾病者ノ衣制ト

囚人ノ衣制ハ粗薄ナラズハ行刑ノ旨義ヲ充タス能ハズ低廉ナラズバ經濟ノ必要ニ應ズル能ハズ則チ其衣制ハ粗薄ナルヲ以テ其目的ト爲ス如シ然リト雖モ監獄ハ自由ヲ剝奪スル場所ニシテ其身體生命ヲ傷害スル場所ニアラズ故ニ囚人ノ衣制ハ粗惡ナルヲ厭ハズト雖モ亦以テ囚人ノ健康ヲ害スルニ至ラシメザルコトヲ要ス積極的標準アル所以ナリ而シテ囚人ノ健康ハ或ハ其天質ニ於テ又ハ疾病創傷等ノ原因ニ因リ各異差アルヲ以テ衣制ニ關スル積極的標準ハ大別シテ二ト爲スヲ得ベシ曰ク常人ニ關スルモノ曰ク疾病者ニ

自辨ノ衣制及
官給ノ衣制

關スルモノ是ナリ故ニ其衣制亦一般ノ衣制及ビ疾病者ニ關スル衣制ヲ區別シ囚人ノ健康ヲ傷害セル者ニ對シラハ各其症候ニ應ジテ臨機ノ處分アル可キモノトス

囚人ノ被服ニハ自辨及ビ官給ノ別アリ時ニ囚人ノ自費購入又ハ自衣着用ヲ許可スル制度ヲ認ムルモノナキニ非ラズト雖モ自辨ノ制ハ監獄ノ管理上極メテ有害ナルヲ以テ近世ニ至リテハ全ク此制度ヲ認メザル傾向ヲ呈セリ而シテ官給ノ被服ハ其制服色樣ヲ一定シテ便宜其襟等ニ各囚人ノ番號ヲ明記スルヲ常トス蓋シ囚人ノ服制ヲ一定シテ特殊ノ着色ヲ爲スハ單ニ獄内規律ヲ維持スル必要ニ出ツルノミナラズ又囚人タル身分ヲ標識シテ以テ破獄逃走等ノ際再ビ之ヲ逮捕スルニ便スルナリ

第三項 住

所謂住ニ關スル給養事務トハ獄房寢具其他附屬ノ雜品雜具ノ給與保存等ヲ曰フ而シテ住制ノ消極的標準ハ囚人ノ健康ヲ害セザルコトニ在リ其積極的標準ハ行刑ノ旨義ニ反ラズ監獄ノ經濟ヲ紊サハルニ在リ然ラバ住制モ亦衣

住制

制又ハ食制ト同シク此二標準ノ範圍内ニ於テ査定ス可キナリ獄房ハ大氣ノ流通ヲ善クシ日光ノ射入ヲ便ニス可シト雖モ以テ其工事費ヲ膨大セシメ囚人ノ逃走ヲ便ニセシメ又ハ他囚ト通談スルコト無カラシメザル可カラズ寢具ハ季節ノ寒暖ニ應ジ各適當ナルモノヲ給與ス可シト雖モ其調製費ヲ増加セシメ或ハ一般良民ノ備品ヨリ良好ナラシム可カラズ附屬ノ雜品トハ便器睡壺布枕等ニシテ成ル可ク囚人日常ノ用品ヲ完備セシム可シト雖モ以テ獄費ヲ徒費シ又ハ行刑ノ實ナキニ至ラシムル可カラサルナリ

第三款 衛生警察

第一項 總論

衛生事務トハ囚人ノ健康ヲ保全スルコトヲ目的トス蓋シ囚人ノ健康ハ囚人各自ノ攝生ニ一任ス可キカ如シト雖モ囚人ヲ保全スルコトハ雷ニ行刑ノ大主義ナルノミナラス一囚人ノ健康如何ハ直ニ全監ノ囚人ニ其影響ヲ及ホスコト尠ナカラスシテ獄内ノ生活ハ最モ此種ノ影響ヲ及ボサルハニ適ス乃チ又監獄管理ニ關スル主要事務タリ故ニ監獄ニ於テハ種々ノ法制ヲ設ケテ一般

衛生事務ノ根據

監獄ノ衛生警察ト國家ノ衛生警察

囚人ノ衛生ヲ警察ス

衛生警察ハ大別シテ二ト爲ス曰ク消極的衛生警察(豫防)曰ク積極的衛生警察(醫療)是ナリ消極的衛生警察トハ囚人ノ健康ヲ保全スル爲メ既ニ發生セル病疫ヲ撲滅スルモノニシテ其作用ハ積極的ナリ消極的及ヒ積極的ノ衛生警察並行ハレテ初メテ囚人ノ健康ヲ保全スルヲ得ヘシ恰モ國家ニ豫防及ヒ撲滅ノ衛生行政アリテ初メテ個人ノ健康ヲ保全シ得ヘキカ如シ然レドモ監獄衛生事務ハ國家ノ衛生行政ヲ以テ律ス可カラザルモノアリ衛生行政ニ在リテハ若シ個人ノ健康ヲ維持シ回復スルニ利ナリトセンカ學理ノ指示スルトコロ國家經濟ノ許ストコロ何ノ手段方法ヲカ夫レ盡クサザランヤ即チ衛生行政ノ活動ヲ激厲スルモノハ衛生學生理學病理學等ノ原理ニシテ其活動ヲ沮止スルモノハ即チ只國家經濟ノ實際アルノミ監獄衛生事務ニ在リテハ學理ノ指示スルトコロニ從ヒ其活動ノ範圍ヲ伸張スト雖モ監獄經濟ノ實際及ビ行刑ノ必要ハ又其範圍ヲ限定ス即チ學理上一定ノ手段方法ニ依リテ監獄衛生ヲ警察スルコトヲ必要ナリトスルモ若シ監獄經濟ニシテ其實施ヲ許サズ又ハ行

刑ノ必要ニシテ其施行ヲ不可ナリトセンカ何ヲ以テカ克ク之ヲ遂行ス可ケ
 ンヤ要スルニ一般人民ニ對スル衛生行政ト囚人ニ對スル衛生警察トハ各其
 活動ノ範圍ヲ異ニシ一ハ學理及ヒ經濟ノ二點ヨリ觀察スルヲ以テ足レリト
 シ一ハ學理經濟及ヒ行刑ノ三面ヨリ觀察セザル可カラズ而シテ二者ノ異ナ
 ル所以ハ其警察ノ目的物ノ同ジカラザル結果ニシテ一般人民ニ對スル衛生
 警察ト刑罰ヲ執行スル人民ニ對スル衛生警察トハ自ラ其活動ノ範圍ヲ異ニ
 セザル能ハザルモノアルナリ

第二項 病疫ノ豫防——消極的衛生警察

消極的衛生警察ノ方法ハ獄内ニ清潔法ヲ施行シ各囚人ノ健康ヲ診斷シ之ニ
 適應セル待遇ヲ與フルニ在リ

第一目 清潔法ノ施行

衣住及ヒ身柄ヲ清潔ナラシムルハ獄内ノ規律ヲ維持シ囚人ノ健康ヲ保持ス
 ル所以ナリ而シテ衣ヲ清潔ニスルニハ洗濯ノ制アリ住ヲ清淨ニスルニハ洗
 濯及ヒ掃除ノ制アリ身柄ヲ清潔ニスルニハ沐浴理髮ノ制アリ被服寢具ノ洗

濯獄房獄舍庭園ノ掃除及ヒ囚人ノ沐浴又ハ理髮ハ相依リテ以テ囚人ノ健康
 ヲ保持シ監獄ノ衛生ヲ企圖スル所以ナリ

第一洗濯

囚人ノ時服及ヒ寢具ハ各二三通ヲ常備シ定時ニ更衣シ洗滌シテ其垢汚ヲ除
 去セシム

第二掃除

獄内ニハ溝渠ヲ疏通シテ汚水ノ排出ニ便ニシ庭園道路ノ洒掃ヲ頻繁ニシテ
 其清潔ヲ保ツノミナラズ獄房役場炊事場厠圍塵芥置場等亦或ハ之ヲ掃除シ
 或ハ拂拭シテ整理スベシ掃除ハ獄内勞役ノ一種ニシテ一團ノ囚人ヲシテ輪
 番交代シテ其役務ニ任ゼシム

第三沐浴及ヒ理髮

獄内ニハ浴場ヲ設ケ又理髮場ヲ置キ定時囚人ヲシテ沐浴セシメ又ハ頭髮及
 ヒ鬚髯ヲ薙剃シ整理セシム頭髮及ヒ鬚髯ノ薙剃ハ上述ノ如ク加辱ノ一方法
 ナリト雖モ其根本タル主義ニ於テハ入浴ト同シク以テ囚人ノ身柄ヲ清潔ニ

スル保全事務ニ屬スルモノトス

第二目 適度ノ遇囚

過度ノ勞役ヲ強制シ衣食住ノ給與ヲ薄クシ不當ノ懲罰ヲ科シ又ハ全然其行歩ヲ禁止ズルカ如キ皆人類ノ健康ヲ傷害スル所以ニシテ最モ其施行ヲ慎マザル可カラザルモノナリ蓋シ監獄ノ本質ハ自由刑ノ執行場ナリ囚人ノ本分ハ刑罰ヲ執行セラルルモノナリ則チ囚人ハ或ハ勞役ヲ強制セラレ粗薄ノ衣食住ヲ給與セラレ行歩ノ自由ヲ剝奪セラレ又ハ峻酷ナル懲罰ニ付セラルト雖モ囚人保全ノ必要ニ由リ又ハ一般社會ノ安寧ヲ維持スル爲ニ其健康ヲ保護セラル可キモノトス故ニ監獄官吏ハ給養制度ニ留意シテ其品質ヲ良好ニシ其味ヲ滋美ニシテ其量ヲ適度ニシ又ハ其勞役制度ヲ監視シテ其種類ヲ採擇シ其程度ヲ指定シ其時間ヲ制限シテ囚人ノ健康ヲ保續セシメ又運動ノ制ヲ認メ積極的ニ身体及ヒ心神ヲ發展セシム可シ

第三目 健康診斷

囚人ノ健康ヲ診斷シ病疫ヲ未發ノ中ニ覺知シテ各適應スル處分ヲ施行スル

ハ獄内衛生警察ノ一作用ニシテソノ尤モ重用ナルモノニ屬ス健康診斷ニ二種アリ一ハ收監ノ際特ニ施行スルモノ一ハ在監中定時ニ施行スルモノ是ナリ

(一) 收監ノ際ニ於ケル健康診斷 囚人ノ健康ハ先ツ其收監ノ始ニ於テ精査診

斷セザル可カラズ而シテ其刑期短キ者ト否ラザル者トヲ區別シ短期囚ニ付キテハ傳染病質ノ病疫ノ有無又ハ短期刑ノ執行ニ耐ユベキヤ否ヤヲ診斷シ長期囚ニ付キテハ恰ク身体及ヒ其機能ノ作用ヲ診斷シ現在又ハ將來ニ發作シ又ハ發作ス可キ病疫ノ有無ヲ査定ス可ク何ノ場合ニ於テモ若シ傳染病者又ハ精神病者ト診斷スルトキハ直チニ其善後ノ方策ヲ講ズ可シ

(二) 在監中ノ健康診斷 在監者ニ對シテハ其健否如何ニ關セズ少ナクトモ一ヶ月一回其健康ヲ診斷ス可クソノ精神病傳染病ニ罹ル者アルトキハ直チニ之ヲ病囚トシ罹病スルニ至ラプト雖モ心神沈鬱シ体力消耗セル者アルトキハ其ノ衰弱ノ原因ヲ討究シテ其給養ヲ厚クシ其勞役ヲ變換シ減免シ或ハ獄房獄舎ヲ變ジ又ハ自由ニ運動セシム可シ

餘論

病疫豫防ハ最難事ナリ豫メ其方法手段ヲ限定スル能ハズ須ラク機ニ臨ミ變ニ應ジ各時急ニ中ル權策アル可キナリ清潔法ト曰ヒ或ハ適度ノ遇囚ト曰ヒ又ハ健康診斷ト曰フ共ニ主要ナル手段ヲ掲出セシト曰フニ過ギズシテ病疫豫防ニ關スル監獄ノ衛生警察ハ此ノ點ニ留意スルヲ以テ足レリト爲スニアラズ

監獄ノ建築獄房ノ裝置亦衛生的ナラサル可カラズ即チ其建設ノ敷地ヲ採擇シテ濕潤ノ地又ハ繁華ノ場所ヲ避ク可ク獄房ヲ大ニシテ大氣ノ流通光線ノ射入ヲ便ニセシム可ク溝渠ヲ疏通シテ糞尿其他汚水ヲ排泄セシム可ク浴場ヲ作ラザル可カラズ庭園ヲ開カザル可カラズ病監ヲ設ケザル可カラズ屍室ヲ置カザル可カラズ然リト雖モ此種ノ衛生警察ハ監獄ノ創設ニ際シ必要ナルモノニシテ監獄事務トハ監獄ノ存在ヲ前提トシ其主体客體間ニ生ズル事務ヲ汎稱ス然ラハ監獄ノ建築及ヒ獄房ノ裝置ニ關スル衛生警察ハ純然タル監獄事務ナリト曰フ能ハズシテ從フテ本章ニ於テ説明スル限リニ在ラズト思料ス

説明ノ範圍

第三項 病疫ノ撲滅ノ積極的衛生警察

第一目 總論

病疫豫防ハ至ラザルナク盡サザルナシト雖モ未ダ以テ全然其侵襲ヲ杜絶スルニ足ラズ微菌幾タビカ監門ヲ潜リ病魔跳梁ヲ極メテ全監爲メニ生色ナキニ至ルルコト敢テ尠ナカラズ積極的衛生警察トハ病囚ヲ醫療シテ既發ノ病疫ヲ驅除撲滅スル謂ニシテ上述ノ如ク消極的衛生警察ト相待チテ囚人ノ健康ヲ保全スルモノナリ

凡ソ監獄アレバ必ず病院ノ設アリ少ナクトモ病室ノ設アリ以テ病囚ヲ收容シ醫療スル用ニ供セリ病室ノ建築裝置構造病囚ノ行刑給養醫局藥局ノ組織等ハ寧ロ普通療病院ノ制度ニ模倣スルモノニシテ醫療ノ必要上一般監獄制度ノ除外例ヲ爲スモノトス故ニ監獄制度ノ除外例トシテハ獄内療病院ノ制度ヲ詳述セザル可カラズト雖モ獄内療病院制度ノ說明ハ普通療病院ノ組織及ビ普通療病院ノ制度ヲ説明スルニ外ナラズシテ兩者ノ差異ハ僅ニ其病者ノ刑罰執行者タルト否ラザルトニ在ルノミ寧ロ之ヲ一般醫學ノ說明ニ讓ルヲ可ト

准病者

獄内ノ病者ヲ大別シテ二ト爲ス曰ク准病者曰ク病者はナリ

第二目 准病者

准病者トハ病者ニ准ズ可キ健康ノ状態ニ在ル者ヲ曰フ例之妊娠老衰者又ハ不具者ノ如シ准病者ハ未タ純タル病者ヲ以テ目ス可キニアラズ即チ特種ノ待遇ヲ與ヘテ醫療ヲ加フル必要ナキ如シト雖モ之ヲ一般囚人ト同一視スル亦其當ヲ得タリト曰フ可カラズ故ニ晩近ノ獄制ニ於テハ多ク此種ノ囚人ヲ別房ニ收容シ各適應セル待遇ヲ爲スヲ常トス或ハ全然病者視シテ醫療ヲ加フルコトアリ又ハ其勞役義務ヲ減免シ其給養ヲ滋美ニシテ其行歩ヲ自由ニスルコトアリ要スルニ准病者ハ一般囚人ト區別シ特殊ノ恩惠處分ニ浴セシム可キ者トス

第三目 病者

監獄醫ハ毎月少ナクトモ一回各囚人ノ健康ヲ診斷ス可ク囚人ノ身体ニ異狀ヲ感スル者亦自ラ獄醫ノ診察ヲ乞フトコヲ得ベシ而シテ囚人ノ病疫ニ罹

病者

レル者アルトキハ直チニ之ヲ病囚トシテ其症候ノ輕重ニ從ヒ各特種ノ待遇ヲ爲ス輕症ナル者ハ獄房ニ於テ醫療シ服藥セシメ重症ナル者ハ其狀況ニ應シ或ハ之ヲ獄内ノ病院ニ收容シ又ハ獄外ノ病院ニ送致シテ加療セシメ其症候頑惡ニシテ遂ニ回春ノ望ナキ者ニ至リテハ其自宅ニ於テ療養セシムルコトアリ傳染病者モ亦上述ノ手續ニ從ヒ加養セシム可シト雖モ其病質タルヤ普通ノ病症ニ異ナリ咄嗟ニ瀰蔓シテ一瞬ノ中數百千ノ民衆ヲ斃死セシムルモ亦ソノ難シトセザルトコロ即チ其撲滅醫療ノ方法ハ極メテ精緻周到ナルコトヲ要ス可シ故ニ傳染質ノ病者ハソノ重症ナルト輕症ナルトヲ問ハズ又其初期ナルト否ラザルトヲ論ゼズ之ヲ特設ノ傳染病室ニ隔離シ傳染病室ノ設備ナキトキハ之ヲ獄外ノ避病院ニ送致シ微菌ヲ驅除シ交通ヲ遮斷シ其傳染ヲ防止ス可シ傳染病ノ主要ナルモノ五アリ曰ク天然痘曰ク疥癬曰ク肺結核曰ク敗血曰ク虎刺列病曰ク回歸熱曰ク斑症熱曰クチブテリヤ是ナリ心神ニ障礙アル者亦病者タルヲ免レズト雖モ亦普通ノ病者ヲ以テ目ス可キニアラズ心神喪失者ニ數多ノ種様アリ或ハ其發作ノ一時的ナルモノアリ又

ハ恒久性ナルモノアリ一時的の狂者ハ之ヲ獄内ノ病院ニ收容シ又ハ監房ニ於テ加療セシムト雖モソノ恒久性ナルモノニ至リテハ其責任ヲ免シ其囚禁ヲ解クヲ常トス蓋シ刑罰ノ目的ハ犯罪人ヲ畏嚇シ感化懲治スルニ在リテ心神喪失者ハ其心神ノ機能ヲ缺如スル者ナリ心神機能ヲ缺如スル者ヲ畏嚇シ又ハ感化ス何等ノ效果ヲカ呈センヤ狂者ノ行爲ヲ罰セザル所以ニシテ又心神ノ機能ヲ缺如スル囚人ヲ釋放スル所以ナリ

第四項 埋葬

囚人獄内ニ於テ死歿セシトキハ直ニ屍室ニ移シソノ傳染病ニ由リ斃死セシモノナルトキハ消毒セル白布ヲ以テ死屍ヲ包ミ收棺シテ以テ屍室ニ移ス死屍ハ當該官ノ檢視ヲ經テ或ハ其親族故舊ニ下付シ又ハ病院ニ送致シテ解剖ニ付ス

第一目 下付

囚人ノ親族故舊ハ死屍ノ引取ヲ請願スルコトヲ得而シテ引取ノ許可ヲ受ケタル者ハ其葬送ヲ靜肅ニシ其祭祀ヲ質素ニシ勤メテ不穩ノ行動ナキヤウ留

下付

解剖

意セザル可カラス

第二目 解剖

囚人ノ死因不分明ナルトキ又ハ其埋葬費用ヲ支辨シ能ハザルトキハ或ハ其死屍ヲ解剖シテ其死因ヲ討究シ又ハ之ヲ醫科大學醫學學校等ニ交付シテ研學ノ資ニ供シ其對價ヲ得テ該囚人埋葬ニ關スル一切ノ費用ヲ支辨ス

第三章 監獄ニ關スル事務

囚禁場ニ關スル管理事務ハ其有形建造物ノ保全ヲ曰フモノニシテ其修補改變ハ事實上最モ複雑ナル事務ヲ生ズ可シト雖トモ學理上特ニ之ヲ説明スル價值ナシト信ズ故ニ本章ニ於テハ專ラ監獄構造ノ如何ヲ説明スルニ止ム可シ

第一節 總論

夫レ囚禁ノ目的ハ行刑拘置又ハ留置ニ在リ而シテ行刑拘置又ハ留置ノ實ヲ舉グルト否トハ專ラ監獄ノ構造如何ニ歸ス故ニ其刑典精緻ヲ極メ其行刑法

監獄構造論

亦事急ニ應ズト雖モ良好ナル監獄アルニ非ラズハ何ノ日ニカクク刑罰ノ目的ヲ達シ犯罪撲滅ノ偉功ヲ奏スルヲ得ンヤ監獄ノ構造論アル所以ナリ

監獄構造論ハ晚近ノ發達ニ屬シ行刑法論以後ノ一大難問タリ蓋シ監獄ノ構造トハ單ニ獄房獄舍及ビ其位置ノミヲ曰フニアラズ大ハ其事務所病院ヨリ小ハ便器給水等ニ至ルマデ監獄ニ關スル百般ノ設備ヲ汎稱スルモノニシテ如何ナル設備ヲ爲ス可キヤハ(一)監獄ノ規模(二)其種類及ビ(三)行刑制ニ由リテ各其斷案ヲ異ニス可シ而シテ監獄ノ規模其種類及ビ行刑制ノ如キハ一國ノ法律及ビ政署ノ左右スルトコロ固ヨリ一定ノ準則アル可キニ非ラズ見ヨ國法ハ其行刑制及ビ監獄ノ種様ヲ規律シ其財政ハ規模及ビ行刑制ノ種類ヲ限定シ其沿革ハ在來ノ規模獄種及ビ行刑制ヲ頑守セシムルニアラズヤ即チ監獄構造論ハ學理問題ニ非ラズシテ實際問題ナリ個々ノ國家ニ就キテ論究ス可クシテ一般ノ定則ヲ掲出シ得ベキニアラズ然レドモ學者多ク此理ヲ明ニセズ各其國家ノ獄則ニ基ヅキテ一般ノ構造論ヲ可否シ異論紛々トシテ歸スルトコロアルヲ見ズ是監獄構造論ノ區々タル所以ニシテ又終ニ好個ノ斷案ヲ得ル

監獄構造ニ關スル大方針

能ハザル所以ナリ

監獄ノ建築及ビ其構造ハ國家問題ニシテ學理問題ニ非ラズ然レドモ國別問題亦一定ノ標準ナキ能ハズ今左ニ其大略ヲ列記ス可シ

第一囚人ヲ保管スルニ足ル可キコト 監獄ハ則チ囚禁場ナリ其目的或ハ犯罪ヲ禁壓スルニ在リ審糺スルニ在リ又ハ之ヲ豫防スルニ在リト雖モアル種ノ臣民ヲ囚禁ス可キハ則チ一ナリ然ラバ犯罪ハ必ラズ其本質ニ於テ臣民ノ自由ヲ剝奪シ又ハ制限シ得ルモノナラザル可カラズ

第二數十ノ獄房ヲ瞰下シ得ベキコト 其雜居行刑ナルト分房行刑ナルトヲ論セズ全然其獄房ヲ閉鎖センカ何ゾ囚人ノ行動ヲ監視スルヲ得ンヤ故ニ獄舍ノ中央ニ看守室ヲ置キ看守長ヲシテ監獄全部ノ獄房ヲ瞰下シ其囚人ノ行動ヲ監視セシメザル可カラズ

第三囚人ヲ離隔ス可キコト 各囚人ヲ獨房ニ囚禁スルヲ可トス然レドモソノ雜居行刑制ヲ採用スルモノ亦囚人ヲ彙類シテ別房ニ囚禁セザル可カラズ例之男女其獄舍ヲ別ニシ重罪囚輕罪囚其監ヲ異ニスル如シ

第四獄房ノ構造及ビ其裝置ノ衛生ニ背戾セザルコト 囚人ノ健康如何ハ大ニ獄房構造如何ニ負フトコロ多シ故ニ大氣ノ流通日光ノ放射等ハ獄房ノ構造上尤モ留意セザル可カラザルモノナリ

第五附屬ノ建物ヲ完備スルコト 勞役場病院教誨場又ハ教育場等ノ如キハ監獄必須ノ建物ニシテ監獄ニハ一日モ此種附屬物ヲ欠缺ス可カラズ
第六監獄ハ鞏固且ツ質素ナル可キコト

第二節 獄舎

第一款 位置

監獄ハ其獄政官廳ニ接近スルコトヲ要ス故ニ留置場ハ警察署構内ニ未決監ハ管轄裁判所構内ニ設置ス可シ刑罰場懲治場ノ如キ亦其獄政廳ニ近接セザル可カラズト雖モ刑罰場懲治場等ノ獄政廳ハ警察署裁判所ト其趣ヲ異ニシ其本質上一定ノ位置ヲ有セズ寧ロ監獄ノ所在ニ就キテ獄政廳ヲ設置ス可キナリ故ニ刑罰場懲治場等ノ位置ハ自ラ他種ノ觀察點ヨリ攻究セザル可カラズ蓋シ都市ノ近接地タルヤ地價低廉ナラズ又ハ衛生ニ好適セズ勞役上ノ製

品ハ一般ノ商工品ト競争セザル可カラザルノミナラズ全然囚人ト良民トノ交通ヲ遮斷スル能ハズシテ刑罰ノ眞面目ヲ維持シ難シ監獄ヲ設クル地ニ非ラズ山間避遠ノ地タルヤ以テ上述ノ弊害ヲ救済シ得ベシト雖モ囚人ノ送致物品ノ購買官吏ノ僱聘等ニ關シ重大ナル不便アリ亦監獄ヲ設クル地ニ非ラズ學說ニ由レバ監獄ハ鐵路ニ沿ヒタル村落ニ設置シ空地ヲ界シテ公道又ハ民有地ト離隔セシム可シト爲ス然ラバ刑罰場懲治場等ハ其獄政廳ト共ニ之ヲ停車場ノ設ケアル村落ニ建設スベキモノナル如シ

第二款 形狀

獄舎ノ形狀ニ數種アリ十字形扇面形長延形花狀形八角形馬蹄形H字形星光形圓輪形正形方狀形算木形ト稱スルモノ即チ是ナリ然レドモ一長一短ハ數ノ免カレザルトコロ看守ニ便ナランカ則チ建設費高價ナリ建設費廉ナランカ即チ衛生ニ害アリ衛生ニ適センカ則チ刑ノ目的ニ背戾ス要スルニ一定ノ形狀ヲ指示シ難シト雖モ近時尤モ適用多キモノヲ十字形扇面形星光形ト爲ス

第三款 規模

獄舎ノ規模ハ國家ノ隨意ニ裁量スルトコロニシテ固ヨリ之ヲ概論スルコトヲ得ズ然レドモ有限ノ戒護官吏ヲ以テ無限ニ囚徒ヲ戒護シ得ベキニアラズ學說ニ依レバ男看守ハ五百ノ囚人ヲ女看守ハ一百ノ囚人ヲ戒護スルヲ得ト爲セリ故ニ監獄ノ規模ノ如キ自ラ此種ノ制限ヲ受ケザル可カラズ男監囚禁數ハ五百ヲ超過ス可カラズ女監ノ囚禁數ハ一百ヲ出ヅ可カラズ而シテ全監獄ノ敷地ノ如キハ獄舎及ビ其附屬物建設ノ餘地アルヲ以テ足ル即チ七千五百坪乃至九千坪ヲ以テ其限度ト爲スナリ

第四款 地質

獄舎ハ囚徒多衆ノ集團スル場所ニシテ最モ病魔ノ侵襲ニ便ナリ故ニ監獄ヲ建設セントセハ先ツ其地質ヲ考查セザル可カラズ建設地ハ砂質灰質又ハ岩石質ナル可ク土地高燥ニシラ且ツ排水ノ便アルヲ要ス可シ

第五款 獄房

分房制アリ雜居制アリ又ハ階級制アリ分房行刑ニハ獨居監ヲ雜居行刑ニハ

雜居監ヲ階級行刑ニハ獨居監折衷監ヲ必要トス故ニ行刑ノ制度一定スルニ非ラズバ其獄房ノ構造如何ヲ研究スル能ハズト雖モ行刑法ヲ大觀シテ其獄房ヲ區別スレバ概ネ三種アリ(一)雜居監(二)折衷監(三)獨房監是ナリ獨房監トハ全然囚人ヲ離隔シ一小室内ニ起臥シ運動セシムルモノニシテ長サ三、八メートル幅二、二メートル高サ三、二メートル地積八、三平方メートル空氣ノ容量少ナクトモ二十五立方メートルアルヲ要ス一方ニハ牖窓及ビ方形又ハ圓形ノ小孔ヲ開キテ大氣ノ流通ヲ便ニシ他方ニハ出入口アリ房扉ヲ以テ回廊ト離隔ス房ノ一隅ニ便所アリ便所ノ構造ハ或ハ疏通法ニ由リ又ハ便器据付ノ制ヲ採リ必ラズシモ一定セズ折衷監トハ夜間寢臥ノ用ニ供スル獨房監ニシテ其構造概ネ獨居監ニ等シク只其大小廣狹ニ差異アルノミ折衷監ハ十五立方メートルヲ以テ可トス或ハ十一立方メートルアルヲ以テ足ルト曰フ者アリ雜居監ニ至リテハ囚人ヲ一房ニ集團セシムルモノ固ヨリ其獄房ニ特殊ノ構造ヲ要ス可キニ非ラズ

第三節 附屬舎

附屬舍トハ獄舎ニ附屬スル建造物ニシテ其多少ハ監獄ノ規模又ハ其種類ニ由リテ同一ナラズ例之留置場ニハ病院事務所教會學校等ヲ要セズ又ハ小監獄ニハ病院官宅等ヲ欠クコト多シト雖モ左ニ其主要ナルモノヲ舉グ可シ

(一)事務所 事務所ハ之ヲ獄舎内ニ置キ典獄室及ビ各課僚室訊問所應接所等ニ區別ス(二)門衛舎(三)墻壁(四)庭園(五)說教所(六)學問所(七)浴場(八)洗濯所(九)炊事場(十)給水工事(十一)暖房裝置(十二)病院(十三)官宅

第三篇 從タル監獄事務

第一章 會計事務

第一節 總論

監獄ニ於ケル會計事務ハ監獄ナル公設備ニ關スル收入支出ノ會計事務ヲ曰フ夫レ會計ニハ一般國家ノ會計ト行政各部ノ會計トノ區別アリ一國ノ會計制度ハ會計法又ハ會計規則ノ規定スルトコロニシテ會計法又ハ會計規則ハ當該國家ニ於ケル會計法ノ通則タル效力ヲ有スルモノナリ故ニ行政各部ノ

會計法規トシテハ僅ニ一般會計法規ノ例外規定若クハ其補充規定ヲ掲出スルニ過キズシテ監獄會計ノ何タルカヲ説明センニハ先ツ一般會計法規ヲ説明シテ其通則ヲ知ラシメザル可カラズ

第二節 一般會計法規

會計法規ハ當該國ノ司獄官廳會計廳又ハ金庫組織ノ如何ニ據リ各其實質ヲ同ジクセズ各國ハ各其特殊ノ必要ニ基ヅキ特殊ノ制度ニ因リテ會計事務ヲ處理ス則チ一般會計法規ヲ概論シ難シト雖モ錯綜セル制度亦自ラ一二不拔ノ定則ヲ有セザルニアラズ今左ニ其大要ヲ説明ス可シ

國家會計ハ大別シテ二ト爲ス曰ク金錢會計曰ク物品會計是ナリ金錢會計及ビ物品會計ハ共ニ會計ノ一種様ニシテ其管理會計ノ方法亦概ネ相同ジト雖モ二者各其會計ノ目的物ヲ異ニシ相抑制シテ以テ會計官吏ノ專咨ヲ防止シ會計ヲ整理セントスルモノナリ故ニ予ハ本目ヲ二ニ區別シ順次ニ金錢及ビ物品會計ヲ説明ス可シ

第一款 金錢會計

計 收入支出ノ豫

金錢會計ハ國庫官吏ノ管掌スルトコロニシテ會計ノ方法ハ一般會計法又ハ會計規則ノ規定スルトコロナリ金錢會計ニ三様ノ段階アリ曰ク收入支出ノ豫計曰ク收入支出曰ク收入支出ノ現計是ナリ

第一收入支出ノ豫計

國家ノ會計ハ十二月ヲ以テ一年度トス多クハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終リ一會計年度ヲ以テ國庫ノ出納ヲ總括計算ス而シテ收入支出ノ豫計トハ一會計年度ニ於ケル國庫ノ收入支出ノ見積ノ謂ニシテ國法上所謂歲計豫算ナルモノナリ

歲計豫算ニハ歲入歲出ノ二大別アリ歲入出ノ豫算ニハ各之ヲ經常及ヒ臨時ノ二部ニ區別シ各部ハ更ニ之ヲ款項ニ分ツ而シテ歲計豫算ノ成立スルヤ主務官廳ハ其豫算額ノ範圍内ニ於テ所定ノ金額ヲ下級ノ官廳及ビ管理スル業務ニ配付スル爲メ國庫ニ對シテ仕拂又ハ受領ノ委托ヲ爲シ又ハ下級官廳ニ受領又ハ仕拂ノ命令權ヲ委任ス

各行政廳ハ其必要ニ應ジ每歲其經費ヲ豫算シテ之ヲ財務行政廳ニ送附ス即

收入支出

テ所謂一部豫算是ナリ財務長官ハ當該年度ニ於ケル歲入ノ狀況ヲ查直シ行政各部ノ一部豫算ヲ増減査定シテ歲計總豫算ヲ立案シ之ヲ内閣ノ審議ニ付ス而シテ内閣ノ討議ヲ經テ所謂歲計豫算案アリ豫算ハ議院ノ議定ニ由リテ確定シ主權者ノ裁可公布ヲ待チテ所謂歲計豫算トナリテ始メテ豫算タル効力ヲ生スルモノナリ

第二收入支出

豫算額ノ收入支出ハ所管ノ各部行政廳ノ權限ニ屬スト雖ドモ行政ノ實際ニ於テハ多ク金庫ノ制度ヲ設ケ行政廳ハ受領又ハ支拂命令官トシテ僅ニ收入支出ノ命令ヲ發スルニ止マリ事實上ノ收入支出ハ舉ゲテ之ヲ金庫ニ一任セリ故ニ所謂行政各部ノ會計事務ハ收入支出ノ命令又ハ受領及ヒ拂渡ニ關スル事務ニ外ナラズ

- (1) 收入支出ノ命令 歲出豫算ニ於ケル款ハ目的ヲ定メ其項ハ支出スル金額ヲ定ムルモノニシテ既ニ豫算アラハ其支出ハ必ラズ豫算ニ遵由ス可キナリ即チ其支出ハ豫算ノ目的ニ反シ又ハ豫算ノ費額ニ超過シ若シク

ハ其款項ヲ彼我流用セルモノナル可カラズ然レドモ豫算ニハ必ス豫備費ヲ設ケ必要ナル場合ニハ行政最高ノ監督廳ノ認許ニ依リ豫算ニ超過セル支出又ハ豫算セザル支出ヲ爲スコトヲ得ベシ

(2) 受領及ビ拂渡 現金ノ受領及ビ拂渡ハ金庫官吏ノ管掌スルトコロナリ金庫管理ニ關スル事務ハ左ノ三ニ區別ス可シ

(イ) 貨幣及ヒ有價證券ノ受領保管若クハ拂渡

(ロ) 受領保管及ビ拂渡ノ監査

(ハ) 受領保管及ビ拂渡ニ關スル帳簿ノ整理

第三收入支出ノ現計

收入支出ノ現計トハ一會計年度ニ於ケル收入支出ノ決算ニシテ各部行政廳ハ先ツ其所管ノ收入支出ヲ決算シテ之ヲ財務長官ニ通告ス財務長官ハ一部決算ニ依據シテ歲計總決算ヲ作り内閣ヲ經テ會計検査院ノ審査ニ付シ之ヲ議院ニ報告スルコト概ネ豫算編製ノ手續ニ同シ

第二款 物品會計

收入支出ノ現計

官有物ニ關スル會計ハ之ヲ物品會計ト曰ヒ物品會計規則ヲ特設シテ以テ一般會計ト區別ス物品會計ハ物品出納官吏ノ管掌スルトコロニシテ其會計事務ハ金庫ノ管理事務ニ同シク之ヲ三ニ區別スルコトヲ得

(一) 物品ノ保管及ビ出納

(二) 保管及出納ノ監査

(三) 保管及ビ出納ニ關スル帳簿ノ整理

即チ物品會計事務及ビ金庫管理事務ハ其事務ノ性質ヲ同ジクスト雖モ其取扱規定ニ至リテ互ニ其制ヲ異ニス二者ヲ區別スル所以ナリ

第三節 監獄會計法規

第一款 物品會計

監獄ニ於ケル物品ノ保管及ビ出納ハ物品出納官吏ノ主ドルトコロニシテ保存出納ノ方法其監査及ヒ帳簿整理等ハ皆一般ノ物品會計規則ニ準據ス可ク監獄ノ物品ニ對シ特殊ノ會計ヲ爲スコトヲ必要トセズ

第二款 金錢會計

共通金庫

金庫ニ二種アリ曰ク中央金庫曰ク支金庫是ナリ中央金庫トハ所謂國庫ニシテ治ク國家ノ權利ニ屬スル財貨ヲ收入シ其義務ニ屬スル財貨ヲ支出スルヲ目的トス支金庫ニハ地方金庫及ビ特別金庫ノ區別アリ地方金庫ハ所謂當該地方ノ中央金庫ニシテ特別金庫トハ特種ノ行政ニ關スル收入支出ヲ會計スルモノナリ監獄トハ行政上ノ一設備ニシテ其會計ハ監獄支金庫ノ主管スル所苟クモ監獄アレバ監獄ハ其種類ノ如何ヲ問ハズ又其規模ノ大小ヲ論ゼズ必ラズヤ獨立セル支金庫ヲ有ス可キナリ然レドモ現時各國ノ實際ニ於テハ往々監獄ノ大小ヲ區別シ小監獄ヲシテ其所在ノ地方金庫又ハ裁判所支金庫ニ據リ收入支出ノ會計ヲ爲サシムルモノアリ例之府縣ノ監獄費ヲ地方稅ノ負擔ト爲ス如シ共通セル支金庫ノ管理ハ監獄會計事務ノ範圍外ニシテ固ヨリ本書ニ於テ説明ス可キモノニアラズソノ獨立セル支金庫ニ至リテハ一般會計法ニ遵據シ管理ス可シト雖モ亦自ラ支金庫ニ特別ナル規定ナキ能ハズ

第一 收入支出ノ豫計

監獄ニ於テハ毎年其必要トスル經費ヲ豫算シ之ヲ中央司獄廳ニ提出ス其豫

獨立金庫

計ハ必ラズシモ一定セズト雖モ其大要ヲ左ニ記載ス可シ

(一)收入 (イ)監獄費 (ロ)雜收入 (ハ)監獄新築費(臨時費)

(二)支出 (イ)行政費 (1)俸給報酬押送費局課費 (2)給養費醫療費教誨費

(ロ)囚人ニ關スル諸費 (ハ)建築物ノ維持費修繕費雜工事費雜具費

第二 收入支出

監獄ニ關スル金錢ノ收入支出ハ監獄長ノ主ドルトコロニシテ其管理事務ハ三全ク國庫ノ管理事務ニ同ジ

(1)貨幣及ヒ有價證券ノ受領保管若クハ拂渡「監獄ニ於ケル貨幣及ヒ有價證券ノ受領保管若シクハ拂渡ハ專任司獄吏專ラ其衝ニ當レリ然レドモ監獄長ハ金庫ノ管理ニ關スル一切ノ事務執行ヲ監視シ上級司獄廳ハ監獄ノ會計ヲシテ所定ノ豫計ニ遵由セシメントス故ニ監獄長ノ許可アルニアラズバ何等ノ金品ヲモ受領シ又ハ拂渡スコトヲ得ズ上級司獄廳ノ許可アルニ非ラズハ豫備費ヲ使用スル能ハズ將々又費途若クハ財源ヲ明定セザル豫算上ノ收支ヲ爲サンニハ上級獄政廳又ハ監獄長ノ仕拂命令ニ依據セザル

可カラス

(二)受領保管及ヒ拂渡ノ監査 受領保管及ヒ拂渡ノ監査トハ受領シ保管シ又ハ拂渡シタル金額ト當事者ノ差出シタル書類トヲ比照シ其收入支出ノ正否ナルヤ否ヤヲ考査スル謂ニシテ監査ノ目的ヨリ曰ヘハ(一)受領保管又ハ拂渡ノ當否ニ關スルモノ及ヒ(二)當事者ノ履行ス可キ條件ニ關スル者ノ二ト爲リ監査ス可キ目的物ヨリ曰ヘバ完全ナル監査即チ獄政ノ進行上一定ノ期間反復シテ發生ス可キ一定ノ金額例之借地料又ハ俸給等ノ受領又ハ拂渡ニ關スルモノ及ヒ限定セル監査即チ直ニ發生シ直ニ終了ス可キ一時的受領及ヒ拂渡ニ關スルモノノ二ト爲リ又其監査ノ方法ヨリ曰ヘハ通常監査及ヒ非常監査ノ二ト爲ル而シテ監査ノ權限ハ之ヲ監獄長上級司獄廳及ヒ會計檢査院ニ分配シ各特殊ノ監査ヲ施行シテ金庫ノ管理ヲ監督セリ

(三)受領保管及ヒ拂渡ニ關スル帳簿ノ整理 監獄長ハ每週又ハ毎月金庫ニ現在スル金錢及ヒ有價物ヲ計算シ收支ニ關スル帳簿ヲ檢閲シ金庫ノ現計ヲ帳簿ト相比照シテ以テ管理ノ當否ヲ監督ス監獄ニ於ケル收入支出ハ之ヲ

其事務ノ種様ニ由リテ區別シ各特別帳簿ヲ作製ス帳簿ノ種類ハ概ネ左ノ如シ(1)行政(2)勞役(3)囚人携帶物件及ヒ金錢

第三收入支出ノ現計

毎年三月三十一日ヲ以テ監獄ノ會計ヲ終了シ歲計決算ヲ編製シテ之ヲ中央司獄廳ニ提出ス

第二章 記錄事務

第一節 照會書及ヒ回答書

監獄長ハ一定ノ事項ニ關シ或ハ他ノ行政廳ニ照會シ又ハ之ニ回答ス照會及ヒ回答ハ共ニ監獄ノ記錄事務ニ屬シ之ノ如何ナル事項ヲ回答スルヤハ行政ノ實際問題ニシテ豫メ爰ニ之ヲ論述スル能ハズト雖モ照會書ノ主要ナルモノハ概テ左記ノ事項ニ關スルヲ常トス

第一囚人ノ身分ノ取調

囚人ノ身分經歷等不明ナルカ又ハ囚人ノ自白ニ信ヲ措キ難キ場合ニ於テハ監

獄長ハ其最後ノ居住地ノ行政廳又ハ警察署ニ照會シテ事實ヲ取調フルコトヲ得

第二監視ヲ執行セシム可キ免囚アル場合ニ於テ監視執行地ノ狀況
監獄長ハ監視ヲ執行セシム可キ免囚ニシテ豫メ其執行地ノ警察署ニ移牒シテ其地カ監視執行ニ適スルヤ否ヲ取調フルコトアリ

第三免囚保護ニ關スル紹介
免囚若シ出獄人保護會社ノ保護ヲ乞フ者アルトキハ該囚人在獄中ノ行狀及ヒ其性行ヲ具申シテ保護ヲ紹介ス

第二節 帳簿

第一款 帳簿ノ作製

第一總論

監獄ニ於テ作製ス可キ帳簿ハ種々アリ殆ンド枚擧スルニ遑アラズ然レドモ今便宜ノ爲ニ之ヲ大別シテ司獄機關ニ關スルモノ監獄ノ客体ニ關スルモノ及ビ監獄事務ニ關スルモノノ三種ト爲スヲ得ベシ而シテ各帳簿ニハ其目錄

帳簿總論

司獄機關ニ關スル帳簿

監獄ノ客体ニ關スル帳簿

及ビ索引ヲ付シ咄嗟ノ際ニ於テ所要ノ帳簿ヲ閱見スルニ便セシム

第二司獄機關ニ關スルモノ

監獄長ハ官吏身分簿ヲ作製シ司獄官司獄吏及ヒ傭員等凡テ司獄ノ職ニ在ル者ノ身分ヲ記録ス其記載事項ハ各自其制ヲ異ニスト雖モ大要ヲ擧グレバ左ノ如シ

- (1) 出生地
- (2) 原籍地
- (3) 身分職業
- (4) 教育ノ程度
- (5) 履歷
- (6) 賞罰

第三監獄ノ客体ニ關スルモノ

(一)囚人ニ關スルモノ 囚人ニ關スル帳簿ハ二曰ク囚人身分表曰ク囚人ノ身分原簿是ナリ

(イ)囚人身分表 囚人身分表トハ囚人ノ身分ヲ記入スル畧記録ニシテ其記入事項ハ左ノ如シ

- (1) 身分帳簿及ヒ被服ノ番號
- (2) 囚人ノ氏名渾名

- (3) 出生地及ビ生年月
- (4) 本籍地
- (5) 刑ヲ宣告セラレタル裁判所
- (6) 犯罪名
- (7) 主刑及ヒ其刑期
- (8) 附加刑
- (9) 收監ノ日時
- (10) 刑期ノ始期及ビ終期
- (11) 釋放ノ可キ日時及ビ其原因例之刑期ノ滿了大赦又ハ死亡ノ類
- (12) 囚人ノ身分原簿 囚人ノ身分ヲ記入スル臺帳ニシテ記入事項ハ概ネ身分表ト相同ジ
- (1) 收監ノ日時
- (2) 氏名渾名
- (3) 職業
- (4) 教派又ハ宗派
- (5) 生年月日
- (6) 兵役義務
- (7) 身分
- (8) 教育
- (9) 出生地
- (01) 最近ノ住所
- (10) 送致ヲ受ケタル官廳
- (11) 犯罪ノ刑期附加刑刑期ノ始終
- (12) 釋放ノ日時及ビ場所

監獄事務ニ關スル帳簿

(二) 監獄ニ關スルモノ 監獄ニ關スル帳簿ハ二獄房録ト曰ヒ監獄日誌ト曰フ

(イ) 獄房録 獄房録トハ囚人ヲ其入監スル獄房ニ由リテ區別シ同一獄房ニ在ル囚人ノ氏名及ヒ其入監出監ノ日時ヲ記載ス

(ロ) 監獄日誌 獄内百般ノ事項ヲ追日編年体ニ記入スル帳簿ヲ監獄日誌ト曰フ

第四監獄事務ニ關スルモノ

獄務執行ノ狀況ヲ記録スルハ單ニ統計ノ材料ヲ豐富ナラシムルノミナラズ又獄政ノ監督上甚大ナル效果ヲ呈スルモノナリ故ニ行刑事務ト曰ヒ拘留事務ト曰ヒ留置事務ト曰ヒ保全事務ト曰ヒ戒護賞罰會計事務ト曰フ凡ソ獄内百般ノ事務ニ關シテハ各特殊ノ簿冊ヲ作製シ其事務執行ノ現況ヲ記入セシムルヲ可トス然ドトモ監獄ノ財政ハ有限ナリ監獄事務ハ殆ンド無限ナリ乃チ各國ハ只二三重要ナル事務ニ關シテ帳簿ヲ設クルニ止ムト雖モ是只財政ノ實際ニ強制セラレタルモノ固ヨリ事務ノ大小繁簡ニ由リテ帳簿作製ノ要不要ヲ判別スル主意ニ非ラズ

- (一) 共犯人名簿 共犯人名簿トハ未決拘留中ノ共犯人ニ關スル名簿ニシテ身分原簿ノ番號收監ノ日時被告事件監房及ヒ囚人番號共犯人ノ氏名其監房及ヒ囚人番號等ノ事項ヲ記入ス而シテ本帳簿ノ目的ハ共犯ナル事被告ノ通謀ヲ防止シ犯罪ノ證據ヲ湮滅スルコトナカラシム
- (二) 領置品目錄及ヒ領置簿 衣類金錢其他ノ有價物ハンノ携帯セルモノナルト又ハ差入ニ該ルモノナルトヲ問ハズ監獄ハ之ヲ一定ノ場所ニ領置シ保管ス而シテ領置簿トハ領置品ニ關スル原簿ニシテ領置品目錄トハンノ略簿ナリ
- (三) 書信監督簿 囚人ヲ其氏名ニ依リテイロハ順ニ分チ氏名ノ首部ニ其發信又ハ受信ノ度數及ヒ年月日ヲ記入シテ囚人ノ通信ヲ監督スルモノナリ
- (四) 接見監督簿 其目的及ビ体裁ハ一ニ書信監督簿ニ同ジ
- (五) 監房訪問錄 本表ノ目的ハ司獄官吏定時ニ囚人ヲ其獄房ニ訪問シ之ヲ教化スルコトヲ怠ラザラシムルニ在リ故ニ訪問錄ニハ囚人ノ氏名訪問セル官吏ノ氏名訪問ノ日時及ビ其度數ヲ記入スルナリ

- (六) 勞作表 勞作表ニハ勞作者ノ氏名勞作ノ種樣及ビ囚人ノ勤怠等ヲ記入ス
- (七) 勞作日誌 勞作ニ關スル事故ヲ追日編年史体ニ記入スルモノ即チ勞作日誌ナリ
- (八) 勞作仕上帳 仕上帳ノ記入事項ハ各囚人ノ勞務ノ結果及ビ其就役時期等ナリ
- (九) 注文帳
- (十) 勞作ニ關スル商業帳簿 即チ貸借對照表財產目錄賣上帳製品計算簿等ヲ曰フ
- (十一) 巡視表 晝勤夜勤ノ看守巡視ヲ終ハル毎ニ其時間區域及ビ見聞ヤシ事故等ヲ記入スルモノナリ
- (十二) 賞罰表
- (十三) 献立表 献立表ニ普通献立表ト病囚献立表トノ區別アリ
- (十四) 食料給與日誌
- (十五) 圖書目錄 監獄ノ藏書名ヲ一括シ目錄索引等ヲ付シテ借覽ニ便スルモノ

ノナリ

第二款 帳簿ノ保管

獄内各般ノ帳簿ハ最モ其取扱ヲ慎重ニ大切ニ保管セザル可カラズ囚人ノ身上表ハ行刑ニ關スル書類(即チ執行指揮書判決ノ謄本起訴狀其他收監ノ際裁判所又ハ其他ノ官廳ヨリ送致セラレタル文書在監中勞作疾病賞罰接見訴願及ビ訴願ニ對スル裁決等ニ關スル記録及ビ釋放ニ關スル記録等)領置目錄領置簿囚人ニ關スル照會書又ハ回答書及ビ私信囚人ノ接受セル信書ハ其閱讀後或ハ囚人ノ保管ニ一任シ又ハ監獄ニ於テ保管スルコトアリ囚人ニ保管セシムル制度ハ(一)獄房ノ秩序ヲ紊亂シ(二)徒ニ其感情ヲ激勵セシムルヲ以テ晩近ノ獄制ハ概ネ第二ノ主義ヲ採用セリ而シテ第二ノ主義ヲ採ル制度ニ在リテハ私信及ビ身上表ト共ニ保管スルナリト共ニ一綴ト爲シ記録課長之ヲ保管シ其他ノ帳簿ハ各獄務ヲ擔任スル者之ヲ保管セリ帳簿ノ保管者ハ常ニ帳簿紛失又ハ毀損ノ責ニ任ジ囚人死歿シ又ハ該帳簿ノ保存期限滿了スルニ非ラズハ其責任ヲ解除セラルコトナシ

第三節 統計表

第一款 總論

監獄ニ關スル統計ハ犯罪ヲ豫防シ獄制ヲ改良スル一手段ニシテ其豫防及ビ改良ニ關シ夫ノ巡視又ハ巡閱ト共ニ最モ劃切ナル材料ヲ附與スルモノナリ巡視巡閱トハ古來獄制ノ採用スルトコロニシテ司獄官吏又ハ刑罰執行指揮官ハ定時又ハ臨時ニ各獄舎ヲ檢閲シ監獄制ノ整否ヲ視察シテ以テ如何ニシテ犯罪ヲ豫防シ如何ニシテ獄制ヲ改良ス可キカヲ攻究スルナリ然レドモ其視察ハ頻繁ナラズ又ハ深刻ナル能ハズシテ遂ニ其目的ヲ遂行シ難カリシナリ故ニ近時ノ獄制ハ巡視巡閱ノ制度ト共ニ統計表ヲ作製シ相依リテ以テ囚人及ビ獄舎ノ現況ヲ監視セントスルナリ然レドモ統計學在リテヨリ自尙ホ淺ク攻究未ダ至レリトハ曰フ可カラズ則チ監獄統計ノ完備セザル亦宜ナリ蓋シ統計ノ觀念稍發達スルヤ各國ハ刑事裁判所ノ活動ニ留意シ毎歲其取扱事件ヲ彙類シ統計セリト雖モ未ダ以テ刑罰執行ノ成果及ビ刑罰場ノ現況ヲ表明スルニ至ラズ監獄統計ハ當ニ其與行統計ノ學理ニ於テ深カラザルノミナラズ

又其幅員(統計ノ範圍)ニ於テ極メテ狭小ナルヲ免カレザリシナリ然レドモ一般統計學ノ發達スルヤ監獄統計亦其舊態ヲ脱シ統計ノ範圍ヲ擴張シ統計ノ學理ヲ討究シ今ヤヨシ其與行ニ於テ尙ホ淺薄ナリトスルモ大ニ幅員ヲ擴張シ監獄統計本然ノ範圍ヲ占據セリト曰フ可シ

夫レ監獄統計ハ一般統計學ノ一分派ニシテ統計學ハ則チ監獄統計ノ基礎標準タル可シ故ニ其統計法亦一般ノ學理ニ依據シ一般ノ統計方法ニ遵由ス可キモノトス監獄統計ハ各監獄ノ種類即チ既決未決等ニ由リテ差異アル可シト雖モ其統計事項ハ概テ左ノ三種様ニ區別ス可シ曰ク司獄機關ニ關スルモノ曰ク其客体ニ關スルモノ曰ク監獄事務ニ關スルモノ是ナリ

第二款 司獄機關ニ關スル統計

司獄機關ニ關スル統計事項ハ一國家ニ於ケル監獄ノ數監獄機關ノ組織及ビ其數等司獄機關ニ關スル事項ヲ曰フ

第三款 監獄ノ客体ニ關スル統計

(一)囚人ニ關スルモノ 囚人ニ關スル統計ハ所謂身分統計ニシテ其統計事項

ハ略ボ一般ノ刑事統計ニ同ジ

(イ)出生地 先ヅ國籍ヲ區別シ内國人ノ項ヲ更ニ府縣別ニス可シ

(ロ)最後ノ住所又ハ居所 先ヅ國ノ内外ヲ區別シ内國ノ項ヲ村落及ヒ都市

ノ二トシ都市ハ更ニ四類ニ分チ(1)人口十萬以上(2)十萬以下二萬(3)二萬以下五千(4)五千以下ト爲ス可シ

(ハ)出生 此項ハ公生兒及ヒ私生兒ノ二トス

(ニ)性 即チ男及ヒ女ニ區分ス

(ホ)年齢 年齢ノ項ハ十二區分ス(1)十五歲以下(2)十五歲以上十八歲以下(3)十八歲以上二十一歲以下(4)二十一歲以上二十五歲以下(5)二十五歲以上三十歲以下(6)三十歲以上四十歲以下(7)四十歲以上五十歲以下(8)五十歲以上六十歲以下(9)六十歲以上七十歲以下(10)七十歲以上是ナリ

(ヘ)前科 前科ハ(1)犯數 (2)罪質 (3)刑罰 (4)最近ノ前科後入監ニ至ルマデノ期間ノ四項トナス

(ト)國語 (1)本國語ノミヲ解スル者 (2)本國語ト外國語トヲ解シ得ル者

- (3) 外國語ノミヲ解シ得ル者
- (チ) 宗教 (1) 宗派即チ基督教佛教バラモン教等 (2) 教派即チ新教舊教又ハ法華宗淨土宗等
- (リ) 家族 (1) 配偶者ノ有無 (2) 父母ノ有無 (3) 子孫ノ有無
- (ヌ) 身分及ビ職業 (1) 農業山林業漁獵業 (2) 工業建築業 (3) 商業運送業
- (4) 勞役者日傭稼 (5) 自家ノ業ニ従事スル者 (6) 官吏公務員 (7) 無業
- (ル) 財産 (1) 自活能力ノ有無 (2) 行刑費支辨能力ノ有無
- (ヲ) 教育 (1) 教育ノ方法即チ (イ) 家庭教育 (ロ) 家塾教育 (ハ) 學校教育 (2) 教育ノ程度即チ (イ) 高等教育 (ロ) 普通教育 (ハ) 初等教育 (ニ) 文盲
- (ワ) 犯罪
 - (1) 公ノ秩序ニ對スル罪
 - (イ) 國家ニ對スルモノ即チ皇室ニ對スルモノ内亂ニ關スルモノ外患ニ關スルモノ及ヒ國交ニ關スルモノ
 - (ス) 兇徒聚衆罪即チアル場合ニ於ケル凶徒聚衆罪及ビ其教唆罪幫助罪

- (ハ) 職權亂用罪收賄罪
- (ニ) 公權抗拒罪
- (ハ) 宗教ニ關スル罪
- (ヘ) 偽證罪
- (ト) 放火罪
- (チ) 軍事法違反罪
- (リ) 官文書偽造罪
- (ヌ) 貨幣偽造罪
- (2) 風俗ニ對スル罪
 - (イ) 強姦罪猥褻罪
 - (3) 身体生命自由又ハ名譽ニ對スル罪
 - (イ) アル場合ニ於ケル凶徒聚衆罪
 - (ハ) 殺兒罪墮胎罪
 - (ハ) 決闘罪
 - (ロ) 謀殺罪故殺罪
 - (ニ) 毆打致死罪重大ナル創傷罪
 - (ヘ) 毆打罪
 - (3) 重婚罪血族婚罪

- (ト)誘拐罪
- (チ)不法監禁罪
- (リ)脅迫罪
- (ヌ)侮辱罪
- (ル)誹謗罪
- (4)所有物ニ對スル罪
- (イ)アル場合ニ於ケル凶徒聚衆罪
- (ロ)器物毀棄
- (ハ)窃盜罪委託物費消罪及ビ其從犯
- (ニ)破信罪及ビ其從犯
- (ヘ)詐欺罪詐欺破産罪及ビ其從犯
- (ヒ)強盜
- (ニ)破信罪及ビ其從犯
- (ト)私文書偽造罪
- (5)違警罪
- (6)其他ノ犯罪
- (カ)刑罰
- (1)刑罰ノ種様 (イ)主刑 即チ懲役禁錮及ビ拘留等 (ロ)附加刑 即チ公權ノ剝奪又ハ停止監視勞役塲留置及ビ教育塲留置等
- (2)刑期 (イ)終身刑 (ロ)五年以上ノ刑 (ハ)一年以上五年以下ノ刑 (ニ)一

年以上二年以下ノ刑 (ハ)三月以上一年以下ノ刑 (ヘ)一月以上三月以下ノ刑 (ト)八日以上一月以下ノ刑 (チ)四日以上八日以下ノ刑 (リ)四日以下ノ刑

(ヨ)健康ノ状態 (1)勞働ニ堪ユ可キ者 (2)稍堪ユ可キ者 (3)堪ヘサル者 (4)不具者 (イ)身体ノ不具 (ロ)精神ノ不具

(タ)兵役

而シテ此種ノ事項ハ囚人ノ供述又ハ當該官吏ノ意見ニ由リテ定メ之ヲ蒐集シテ統計月表ヲ作製シ統計月表ニ據リテ毎歲統計年鑑ヲ作製スルナリ

(二)監獄ニ關スルモノ 監獄ニ關スル統計ハ寢室勞作室獨房室ノ數及ビ其増減其面積高サ及ビ其立方積頽廢セル獨房ノ數運動塲ノ數面積及ヒ同時ニ運動セシム可キ囚人ノ員數監獄附屬地即チ田畑庭園牧塲等ノ面積等ヲ表明スルモノナリ

(イ)監獄ノ種類

(ロ)獄房獄舎 (1)種類 (2)數 (3)面積 (4)高サ (5)立方積 (6)其増減

- (ハ)運動場 (1)數 (2)面積 (3)同時ニ運動セシメ得ベキ人員
- (ニ)附屬地 (1)田畑 (2)庭園 (3)牧場
- (ホ)在監人員 (1)收監人 (2)出監人 (3)年初ノ現在員 (4)年末ノ現在員
- (5)一年間ノ在監員平均數 (6)一年間最多在監員數 (1)一年間ノ最少在監員數

第三款 監獄事務ニ關スル統計

一 司獄官吏ニ關スル事務統計 司獄官吏ノ管理ニ關スル事務統計トハ監獄内ニ於ケル行政吏及ヒ戒護吏ニ關スルモノニシテ各監獄内所定ノ官職及ビ其官職ニ補任セラレタル者監獄外部ノ守護一年間在職者ヲ欠缺セシ官職定員外ニ任命シタル吏員數其他重要ナル事項ヲ記入ス而シテ司獄官吏ニ付キテハ尙ホ

(イ)從前ノ職業 (1)監獄長ハ大學出身ナリヤ監獄ノ下級官吏ヨリ昇進セシ者ナリヤ行政官吏ヨリ轉任セシ者ナリヤ又ハ其他ノ職務ヨリ轉任セシ者ナリヤニ區別ス可シ (2)行政吏ハ之ヲ男女ノ二ニ區分シ男行政吏ニ關シラ

ハ監獄長ニ關スル區分ト同様ノ事項ニ分チ女行政吏ニ關シテハ (5)宣教師出身ナリヤ (6)其他ノ出身ナリヤ (3)下級吏亦男女ノ二ニ大別シ男下級吏ニ關シテハ (5)軍人出身 (6)職工出身 (7)僧侶出身 (ニ)其他ノ四項ニ分チ女下級吏ニ關シテハ (5)宣教師出身 (6)其他ノ出身ノ二項ニ區分ス可シ

- (ロ)教育
- (ハ)員數 (1)監獄長 (5)男 (6)女 (2)監獄行政吏 (3)教誨師 (5)宗派 (6)教派 (4)教師 (5)醫師 (6)其他ノ下級官吏 (5)男 (6)女

(二)收監ニ關スル事務統計

- (イ)新入監 (ロ)未決監ヨリ送致
- (ハ)他ノ既決監ヨリ送致 (ニ)病院ヨリ歸監
- (ホ)自宅ヨリ歸監 即チ(1)保釋ヲ許サレタル者 (2)自宅療養セシ者等ナリ
- (ヘ)逃走者ノ逮捕 (ト)假出獄又ハ免幽閉ノ取消
- (チ)軍事監獄ヨリ送致

(三) 出監ニ關スル事務統計

- (イ) 満期 (ロ) 赦 (1) 大赦 (2) 特赦 (ハ) 上訴 (ニ) 非常上訴 (ホ) 他監獄へ移送
- (ヘ) 死亡 (ト) 病氣 (1) 精神上 (2) 身体上 (チ) 逃走 (リ) 假出獄

(四) 囚禁ニ關スル事務統計

- (イ) 分房監ニ現在スル囚人員 (ロ) 雜居房ニ現在スル囚人員
- (ハ) 夜間分房ニ現在スル囚人員 (ニ) 分房ノ期限
- (ホ) 獄房訪問ノ度数

(五) 食ノ給養ニ關スル事務統計

- (イ) 健康囚ノ食 (ウ) 人數 (エ) 日數
- (ロ) 病囚ノ食 (ウ) 人數 (エ) 日數

(六) 勞役ニ關スル事務統計

- (イ) 一年間ノ總在監人 (ロ) 刑期總日數
- (ハ) 勞作ス可キ日數 (ニ) 勞作セザリシ日數(病氣懲罰其他)
- (ホ) 一歲中ノ日曜其他ノ休日 (ハ) 各勞役ニ對スル勞役日ノ分配

(ト) 實際ノ勞作日

(チ) 勞役ニ關スル貸借對照表

(リ) 有價物ノ現在高

(ヌ) 純益金

(七) 會計ニ關スル事務統計

(イ) 第一表—統計年度ニ於ケル經費ノ豫計

(1) 通常費ノ豫計 (ウ) 普通ノ歳入 (エ) 俸給 (ハ) 報酬 (ニ) 勞作費其他ノ補助

(ロ) 制服費 (ヘ) 獄外ノ警護費軍隊戒護制ヲ採用セル監獄ニ於テ

(ト) 賞與及ヒ遺族扶助費 (チ) 日當及ヒ旅費 (リ) 借地料 (ヌ) 建物及ヒ其

必要具ノ維持費 (ハ) 暖房及ヒ點燈費 (セ) 廳費 (ワ) 教誨費 (カ) 教育費

(ヨ) 囚人給養費(衣食住) (タ) 醫療費 (レ) 勞作具及ヒ素品ノ購入費 (ト) 勞

作ニ對スル賞與金 (ツ) 勞作ヨリ生ズル失費 (ネ) 出監者ニ對スル配當

金 (ヌ) 其他種々ノ出費ニ關スル普通ノ支出額

(2) 臨時費ノ豫計 例之新築費ノ如シ

(ロ) 第二表—統計年度ニ於ケル經費ノ決算 第一表第二表ノ區別ハ經費ノ豫計ト決算トニ在リテ其統計事項ノ如キ亦全ク相同ジ

(八) 醫療ニ關スル事務統計

- (イ) 普通ノ病疫 (1) 罹病ノ度數 (2) 罹病日數 (3) 病疫ノ種樣 (4) 醫療ノ結果 (5) 改復 (6) 死亡
- (ロ) 精神病 (1) 病囚ノ數 (2) 年齡 (3) 刑期 (4) 行刑日數
- (ハ) 死亡 (1) 死亡者ノ數 (2) 其原因 (3) 死亡者ノ年齡 (4) 其刑期 (5) 其行刑日數 (6) 死亡者ノ服役セシ勞役 (7) 從前ノ入監度數 (8) 入監時ノ健康

(九) 懲罰ニ關スル事務統計

- (イ) 懲罰事件數 (ロ) 懲罰ノ種樣 (ハ) 被懲罰者ノ數 (ニ) 懲罰ノ原因 (ホ) 懲罰ノ期間 (ヘ) 懲罰ノ執行ヲ猶豫セラレタル者
- (十) 教誨教育及ビ囚人ノ自修ニ關スル事務統計
 - (イ) 教育ニ從事スル者ノ員數 (ロ) 被教育者ノ數
 - (ハ) 教育ノ目的 (ニ) 教育ノ効果
 - (ホ) 書籍室ノ現況

(十一) 書信及ビ接見ニ關スル事務統計

- (イ) 發信數 (ロ) 受信數
- (ハ) 發信セル在監人ノ數 (ニ) 受信セル在監人ノ數
- (ホ) 接見ノ度數 (ヘ) 接見ヲ受ケタル在監人ノ數

(十二) 囚人ノ保護ニ關スル事務統計

- (イ) 保護ヲ受ク可キ免囚ノ數
- (ロ) 保護者 (1) 會社 (2) 監獄又ハ他ノ公共的又ハ宗教的團體 (3) 私人 (ハ) 保護ノ效果

第四節 報告書

監獄長ハ監獄ノ狀況ヲ其上級廳ニ報告セザル可カラズ而シテ其報告ニハ數多ノ種樣アリ又特殊ノ時期アリト雖モ今簡單ニ報告ス可キ事項ヲ列擧ス可シ

(一) 監獄現況ノ報告 囚人ノ總數病囚及ビ健康囚勞作スル者及ビ否ラザル者雜居囚分房囚出監ス可キ囚徒死亡囚ニ關スル現況ヲ報告ス

- (一)會計報告 官司業ノ會計工作ノ會計經費ノ豫計囚人ノ領置物ニ關スル會計現金收支ニ關スル會計給養ニ關スル會計(衣食住)囚人保護ニ關スル會計司獄吏ノ制服ニ關スル會計暖房及ビ點燈ニ關スル會計監獄備品ノ財產目錄勞作ニ關スル貸借表等ヲ報告ス
- (二)司獄官及ビ戒護吏ニ關スル報告 司獄官及ビ戒護吏ノ新任轉任罷免職等ノ地位ノ變動ヲ報告ス
- (三)建造物ニ關スル報告 新築又ハ改築ス可キ工作物又ハ其個所ヲ上申ス
- (四)統計報告

第四篇 結論

監獄ハ自由刑ノ執行場ニシテ其目的ハ專ラ犯罪ヲ撲滅シ遮斷スルニ在リ乃チ犯罪者犯罪嫌疑者及ビ犯罪行為ヲ爲ス虞アル者ヲ囚禁シテ之ヲ畏嚇シ之ヲ感化セントス既決監獄未決監獄強制勞役場強制教育場及ビ救貧院ノ設備アル所以ナリ然リト雖モ監獄ノ效果ヲ完クセシメンニハ管ニ獄政ヲ刷新シ

遊民又ハ貧民ノ扶助制度

免囚保護ノ制度

獄吏ヲ督勵スルノミナラズ又慈善事業ニ由リ遊民及ビ貧民ヲ扶助シ免囚ヲ保護シテ自營自活ノ途ヲ得セシメザル可カラズ

(一)遊民又ハ貧民ノ扶助制度ハ強制勞役場強制教育場救貧院等ト其目的ヲ同ジクス乃チ其組織亦一ニ之ニ準ジテ可ナリ

(二)免囚保護ノ制度 囚人親シク刑罰ノ威嚴ヲ見人道ノ何タルカヲ解シ漸ク其害心ヲ免除スト雖モ鄉黨之ヲ齒セズ隣佑皆之ト伍セシテ而カモ獨立自營ス可キ恒産ヲ欠如ス何ゾ克ク其失墜セル社會上ノ地歩ヲ回復スルヲ得ンヤ社會ノ無情ニ感シ衣食ノ急ニ驅ラレテ終ニ其犯行ヲ再ビスルニ至ルヤ疑フ可キナシ是ヲ以テ免囚保護ノ必要ハ既ニ第十八世紀ノ上半ニ於テ唱導セラレ紀元一千七百七十六年二月七日夫ノ「ベンヂャミン、フランクリン」ハ「リチャード、フイスター」其他ノ人士ト共ニ「ヒラデルフホア」囚人扶助協會ヲ設立スルニ至リ以降僅ニ百余年免囚ノ保護制度ハ汎ク開明諸國ノ採用スルトコロト爲リ監獄ノ改良及ビ貧民及ビ遊民ノ扶助ト相裨補シテ以テ犯罪豫防ノ主要ナル手段タルナリ免囚ノ保護ノ制度ハ各國其軌ヲ一

ニセズト雖モ其主要ナルモノヲ舉グレバ概テ左ノ如シ

(イ) 行刑法ノ改善 免囚ヲ保護シテ恒心ヲ維持シ恒産ヲ得セシメンニハ先
ヅ行刑法ノ實質ヲ改善セザル可カラズ若シ行刑法ニシテ依然古時ノ舊
態ヲ存シ何等精神上ノ効果ヲ囚人ニ及ボスコトナカラシカ免囚保護ノ
目的ハ夫レ何ノ日ニカ達スルヲ得ンヤ行刑法ハ少ナクトモ左記ノ主義
ヲ採ラサル可カラズ

- (1) 道義心ヲ養成セシムルコト
- (2) 生活上必要ナル普通ノ智識ヲ與フルコト
- (3) 出獄後從事ス可キ勞作ヲ教習スルコト
- (4) 工錢ヲ保管シ出獄後ノ生産資本タラシムルコト

(ロ) 免囚扶助費ノ準備 免囚扶助費ノ制度ハ墺地利獄制ノ採用スルトコロ
ニシテ監獄ハ寄附金不用獄具ノ賣上金又ハ監獄ノ財産ヨリ生ズル利子
等ヲ以テ扶助費ニ宛テ善良ナル囚徒ニシテ出獄後自營スル能ハザル者
ヲ扶助スル制度ナリ

(ハ) 免囚保護 免囚ヲ保護シ或ハ之ニ常業ヲ周旋シ又ハ之ニ資本ヲ貸與ス
ルモノ之ヲ免囚保護者ト曰ヒ私人ナルコトアリ私ノ法人ナルコトアリ
又ハ公法人ナルコトアリ

(1) 保護者 保護者ハ(一)私人(二)私法人即チ公益社團(宗教團體モアリ)又ハ
財團又ハ(三)公法人(即チ國家又ハ地方官府)ニシテ一國ノ狀勢ニ由リテ
各其制ヲ同クセズト雖モ要スルニ保護者ハ誠心誠意斯業ニ從事シ私
心ヲ去リ害心ヲ餘キ營利ニ超然タラザル可カラズ免囚保護ヲ目的ト
スル財團トハ民間有志ノ寄附行爲ニ因リ成立スルモノニシテ善良ナ
ル囚人ニ對シ生産資本ヲ貸與シ又ハ其家族ヲ扶助スルコトヲ目的ト
ス公法人タル保護者トハ國家事業又ハ地方團體事業トシテ免囚ヲ保
護スルモノニシテ各國ノ此制度ヲ採用スルモノ亦少カラズ然リト難
モ國家ハ非行者ヲ責罰ス可キ者ニシテ免囚保護事業ハ非行者ヲ慰撫
ス可キモノナリ即チ二者既ニ其本質ニ於テ相容レズシテソノ實蹟ヲ
舉グ難キハ白耳義國ノ事例ニ徴シテ明白ナリトス

(2) 被保護者 被保護者ハ釋放セラレタル囚人及ビ入獄セル囚人ノ家族ニシテ自活ニ堪ヘザル者等ナリ蓋シ釋放セラレタル囚人ハ既ニ遷善改過ノ途ニ在ル者指導ノ必要ナルハ固ヨリ言フ埃タズ入獄者ノ家族亦俄ニ一家ノ扶養者ヲ失ヒ窮乏益加ハリ社會ノ排擠愈嚴ナリ是時ニ當リテ一人ノ之ヲ保護スル者ナカラシムル囚人改悛シテ出獄スト雖モ何ゾ克ク其生活ヲ一新シ徐ニ將來ノ計ヲ爲スニ違アラシムルヤ入獄者ノ家族ヲ保護スルハ則チ免囚ヲ保護スル謂ニ外ナラズ

(3) 保護 免囚保護ノ方法ハ一ニシテ足ラズ然レドモ現時各國ノ獄制ニ依リ其主要ナルモノヲ列舉スレハ概テ左ノ如シ

(イ) 免囚ヲ工作主又ハ勞作主ニ紹介シ適當ナル生業ニ就カシムルコト

(ロ) 勞作具ヲ貸與シ又ハ其勞作物ノ販路ヲ周旋スルコト

(ハ) 出獄後アル期間内ニ限り衣食住ヲ給與スルコト

(ニ) 特別ノ事情アル場合ニ於テ少許ノ金額ヲ給與シ其收入ヲ補助スルコト

(ハ) 扶養者ノ入獄中ニ限り其遺族ヲ扶助シ單ニ職業ヲ與ヘ衣食住ヲ給與スルノミナラズ又年少者ノ如キハ之ヲ就學セシムルコト

(ニ) 警察監視ヲ寬ニスルコト 監視ノ方法ハ保護的ナル可シ徒ニ之ヲ厲行シ免囚ノ信用ヲ失墜セシムル如キハ策ノ尤モ拙ナルモノトス可シ

(ホ) 保護制度ノ監督 國家ハ其行刑法及ヒ監視ヲ改善シ囚人扶助費ヲ準備シ免囚保護者ヲ補助シ弊勵スルト共ニ又其保護者ヲ監督シテ營利ニ走リ投機ノ臭味ヲ帶バサラシムルコトニ留意ス可シ

64
5

監獄學

三〇〇

監獄學終

明治三十三年十二月十七日印刷
明治三十三年十二月二十日發行

(監獄學上製)
定價金五拾五錢

不許
複製

著者 谷野格

發行者 大橋新太郎

印刷者 水谷景長

印刷所 會社博進工場

發兌元

東京市日本橋區
本町三丁目

博文館

(一)

W326.4
TA88

帝 國 百 科 全 書

第拾六卷	第拾五卷	第拾四卷	第拾三卷	第拾二卷	第拾一卷	第拾卷	第九卷	第八卷	第七卷	第六卷	第五卷	第四卷	第三卷	第二卷	第一卷
編	編	編	編	編	編	編	編	編	編	編	編	編	編	編	編
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
法	邦	植	栽	論	修	農	支	萬	農	新	宗	肥	西	東	日
律	語	物	培	理	辭	學	那	國	產	撰	教	料	倫	本	界
汎	英	營	汎	汎	汎	汎	文	新	製	算	哲	學	地	明	文
論	典	論	論	學	學	論	史	理	學	術	學	學	史	理	史
全壹冊	全壹冊	全壹冊	全壹冊	全壹冊	全壹冊	全壹冊	全壹冊	全壹冊	全壹冊	全壹冊	全壹冊	全壹冊	全壹冊	全壹冊	全壹冊
法	文	農	農	文	文	農	文	理	農	理	文	農	理	文	文
士	士	士	士	士	士	士	士	士	士	士	士	士	士	士	士
熊谷	柳都	橫井	稻垣	高林	武島	恩田	笹川	佐藤	楠	高木	姉崎	木下	鷹木	佐藤	林次郎
直太	太郎	時敬	乙丙	又次郎	鐵彌	種郎	傳藏	貞治	巖	義道	正治	義道	傳藏	傳藏	貞治

帝 國 百 科 全 書

第拾七卷	第拾八卷	第拾九卷	第廿卷	第廿一卷	第廿二卷	第廿三卷	第廿四卷	第廿五卷	第廿六卷	第廿七卷	第廿八卷	第廿九卷	第三十卷	第三十一卷	第三十二卷
編	編	編	編	編	編	編	編	編	編	編	編	編	編	編	編
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
新	地	新	森	國	國	國	倫	日	民	法	日	商	民	財	西
撰	撰	撰	撰	撰	撰	撰	撰	撰	撰	撰	撰	撰	撰	撰	撰
代	質	幾	林	釋	釋	釋	釋	釋	釋	釋	釋	釋	釋	釋	釋
數	何	何	何	何	何	何	何	何	何	何	何	何	何	何	何
學	學	學	學	學	學	學	學	學	學	學	學	學	學	學	學
全壹冊	全壹冊	全壹冊	全壹冊	全壹冊	全壹冊	全壹冊	全壹冊	全壹冊	全壹冊	全壹冊	全壹冊	全壹冊	全壹冊	全壹冊	全壹冊
理	理	理	理	理	理	理	理	理	理	理	理	理	理	理	理
士	士	士	士	士	士	士	士	士	士	士	士	士	士	士	士
高木	佐藤	佐藤	佐藤	佐藤	佐藤	佐藤	佐藤	佐藤	佐藤	佐藤	佐藤	佐藤	佐藤	佐藤	佐藤
貞治	傳藏	傳藏	傳藏	傳藏	傳藏	傳藏	傳藏	傳藏	傳藏	傳藏	傳藏	傳藏	傳藏	傳藏	傳藏

三

帝 國 百 科 全 書

第 四 拾 八 編	第 四 拾 七 編	第 四 拾 六 編	第 四 拾 五 編	第 四 拾 四 編	第 四 拾 三 編	第 四 拾 二 編	第 四 拾 一 編	第 卅 九 編	第 卅 八 編	第 卅 七 編	第 卅 六 編	第 卅 五 編	第 卅 四 編	第 卅 三 編	第 卅 二 編	第 卅 一 編	第 卅 編
日 本 風 俗 史	政 治 治 育 教 育 風 俗 史	政 治 治 育 教 育 風 俗 史	政 治 治 育 教 育 風 俗 史	政 治 治 育 教 育 風 俗 史	政 治 治 育 教 育 風 俗 史	政 治 治 育 教 育 風 俗 史	政 治 治 育 教 育 風 俗 史	政 治 治 育 教 育 風 俗 史	政 治 治 育 教 育 風 俗 史	政 治 治 育 教 育 風 俗 史	政 治 治 育 教 育 風 俗 史	政 治 治 育 教 育 風 俗 史	政 治 治 育 教 育 風 俗 史	政 治 治 育 教 育 風 俗 史	政 治 治 育 教 育 風 俗 史	政 治 治 育 教 育 風 俗 史	政 治 治 育 教 育 風 俗 史
全 壹 冊	全 壹 冊	全 壹 冊	全 壹 冊	全 壹 冊	全 壹 冊	全 壹 冊	全 壹 冊	全 壹 冊	全 壹 冊	全 壹 冊	全 壹 冊	全 壹 冊	全 壹 冊	全 壹 冊	全 壹 冊	全 壹 冊	全 壹 冊
文 學 士 阪 本 健 一 君 著	法 學 士 永 井 惟 直 君 著	法 學 士 森 山 守 次 君 著	文 學 士 野 禮 四 郎 君 著	法 學 士 岸 崎 昌 君 著	法 學 士 丸 尾 昌 雄 君 著	工 學 士 藤 井 光 藏 君 著	文 學 士 吉 國 藤 吉 君 著	法 學 士 夏 秋 龜 一 君 著	農 學 士 佐 々 木 祐 太 郎 君 著	法 學 士 清 水 泰 吉 君 著	林 學 博 士 本 多 靜 六 君 著	法 學 士 永 井 惟 直 君 著	文 學 士 高 山 林 次 郎 君 著	文 學 士 藤 井 健 次 郎 君 著	法 學 士 田 中 次 郎 君 著	法 學 士 田 中 次 郎 君 著	法 學 士 田 中 次 郎 君 著

帝 國 百 科 全 書

第 四 拾 九 編	第 五 拾 編	第 五 拾 一 編	第 五 拾 二 編	第 五 拾 三 編	第 五 拾 四 編	第 五 拾 五 編	第 五 拾 六 編	第 五 拾 七 編	第 五 拾 八 編	第 五 拾 九 編	第 六 拾 編
運 送 會 社 支 那 本 會 社 支 那 本 會 社	運 送 會 社 支 那 本 會 社 支 那 本 會 社	運 送 會 社 支 那 本 會 社 支 那 本 會 社	運 送 會 社 支 那 本 會 社 支 那 本 會 社	運 送 會 社 支 那 本 會 社 支 那 本 會 社	運 送 會 社 支 那 本 會 社 支 那 本 會 社	運 送 會 社 支 那 本 會 社 支 那 本 會 社	運 送 會 社 支 那 本 會 社 支 那 本 會 社	運 送 會 社 支 那 本 會 社 支 那 本 會 社	運 送 會 社 支 那 本 會 社 支 那 本 會 社	運 送 會 社 支 那 本 會 社 支 那 本 會 社	運 送 會 社 支 那 本 會 社 支 那 本 會 社
全 壹 冊	全 壹 冊	全 壹 冊	全 壹 冊	全 壹 冊	全 壹 冊	全 壹 冊	全 壹 冊	全 壹 冊	全 壹 冊	全 壹 冊	全 壹 冊
法 學 士 菅 原 大 太 郎 君 著	文 學 士 十 時 彌 君 著	文 學 士 三 浦 菊 太 郎 君 著	文 學 士 白 河 次 郎 君 著	文 學 士 國 府 種 德 君 著	農 學 士 高 見 長 恒 君 著	農 學 士 田 口 晋 吉 君 著	農 學 士 新 島 善 直 君 著	法 學 士 岸 崎 昌 君 著	農 學 士 井 上 正 賀 君 著	法 學 士 赤 松 梅 吉 君 著	工 學 士 蜂 屋 貞 興 君 著

續刊 ●●農用器具學 西村農學士著
●●邦語獨逸文典 青木文學士著
●●家事經濟學 河津法學士著
●●私犯經濟學 九尾法學士著

通俗百科全書

全部 五拾冊
正價 壹冊金貳拾五錢
郵稅 壹冊八錢
第拾六編以下 正價金參拾錢

日新百般の學術を講明し、社會智識の開拓を計る者、是れ我「通俗百科全書」の任ずる所にして即ち最も實用有益なる通信講義録たり、最も懇到なる教師、最も親篤なる朋友たり、而して本書は著者各々の得意の科目を撰びて、編述に従事せる者、資料既に精醇にして有用の種目悉く備はる、されば文明日新の智識を得んと欲するの士は必ず一部を座右に備へざるべからず。

既刊目次

●第壹編	通俗日本歴史	足立栗園君編
●第貳編	通俗世界歴史	長谷川誠也君編
●第參編	通俗明治歴史	坪谷水哉君編
●第四編	通俗徳川十五代史	岸上操君編
●第五編	通俗文學汎論	奥村不染君編
●第六編	通俗倫理學	足立栗園君編
●第七編	通俗法學汎論	桐生法學士著
●第八編	通俗商業簿記論	高橋邦次郎君著
●第九編	通俗政治汎論	鳥谷部春汀君編
(續刊)	通俗世界地理	澁江保君著
●第拾編	通俗英語案内	石川辰之助君著
●第拾壹編	通俗言語學	宮田修君著
●第拾貳編	通俗銀行簿記	窪川眞澄君著
●第拾參編	通俗社會簿記	高橋邦次郎君著
●第拾肆編	通俗經濟簿記	春山青次郎君著
●第拾伍編	通俗工業簿記	高橋邦次郎君著
●第拾陸編	通俗理化	藤野修吉君著
●第拾柒編	通俗日本地理	大和田建樹君著
●第拾八編	通俗文章學	宮川鐵次郎君著
(同)	通俗教育學	永持徳一君著

内閣總理大臣侯爵山縣有朋君題辭
司法大臣 清浦奎吾君序文
博文館編輯局編纂
增訂 現行日本法令大全 全壹冊
九版

洋裝菊判背皮金字入紙數二千七百頁
正價 金參圓……目方 八百目

本書は明治元年より三十二年六月に至る三十二年間に於ける

法令は法律と命令とを問はず、訓令告示に論なく其必要なる網羅せり而して目錄は總ものは悉皆之を網羅目次あり、類別目次あり、編年目次あり、いろは別索引あり、故に所要の法令は自在に捜

出し得べし、實に國民第一の寶典なり、品賣れぬ内續々御注文を希望す
發兌元 東京本町三丁目博文館

文學博士 濱尾新先生序文
法學博士 穗積八東先生序文
法學博士 故末岡精一先生遺稿
再版 比較國法學 全壹冊洋裝
總クローズ 背皮金字入

▲正價金壹圓五拾錢 ▲目方四百目

我國々語法學者の泰斗故法學博士末岡精一先生、久しく、獨塊二國に留學して専ら國法學を修め且つ廣く各國の諸大家に質し、憲法行政法の比較研究に思を潜め、大に得る所あり、歸朝の後、帝國大學の教授として國家の俊秀を薰陶し、方今朝野知名の政法學者先生の教を受けざるものなし、實に斯學の面目先生に因て完成すと謂ふべし、不幸にして前年長逝す、帝國大學の總長教授等の各博士及先生の著述講義を集め、以て本書を成す、深遠の學理を精細に論述し懇切周到編々皆斯學の師表となすに足る、本書を繕續せば、恰も先生の講演を聞くに等しかるべし。

發兌元 東京本町三丁目博文館

高野 孟 矩 君題字 戸口茂里君序文
竹内原南法學士校閱 加野十次郎君著

新撰民事訴訟手續

全壹冊洋裝
金字入袖珍
正價廿五錢
郵稅四錢

附 商業登記不動產登記手續雛形
非訟事件及人事訴訟

本書は著者が多年實踐の民刑訴訟事件に付、順を追ひ序を覆み、難解の法理を解くの傍、一々必要書類の雛形を例示し、就中商業簿記、不動產登記、人事、非訟事件手續の如きは、改正登記法式と、東京控訴院が其管轄の各裁判所へ廻附せし、最近の雛形とに準據せるものにして、其筆輕快其文暢達、一讀直ちに訴訟、非訟事件、人事、登記の諸手續、雛形に精通することを得べし、苟も無給に良辯護士と、好代書人とを雇ひ置かんと欲するの士にして、常に訴訟并に登記の事務を職とせらるゝものは勿論、法律進化の今日、一般商人非商人に限らず、宜しく本書を座右に備ふるの必要ありと云ふべし。

發兌元 東京本町三丁目 博文館

法學士熊谷直太君著

法律汎論

全壹冊洋裝
菊判紙數
三百二十頁

正價 上製金五拾錢……郵稅拾錢
並製金卅五錢……郵稅八錢

苟も國民たる者は職業の如何を問はず安全に國民生活を爲さんと欲せば先づ法律の大體に通曉せざるべからず。然れども法律の範圍の浩汎なる専門家にあらずんば能はざるなり。本書は熊谷法學士が此の目的を達せんが爲めに多年研鑽の餘、著はされたる者にして最も適切なるものなり。故に之を讀む人は容易に法律の大體觀念を法理的に説明すると同時に其の主要なる法律の精神梗概を了知せらるべし、實に國民たる者は非共一讀せざるべからざるの稀書なり。

發兌元 東京日本橋區 本町三丁目 博文館

40/3/30

5032

最高裁判所図書館



000127293

